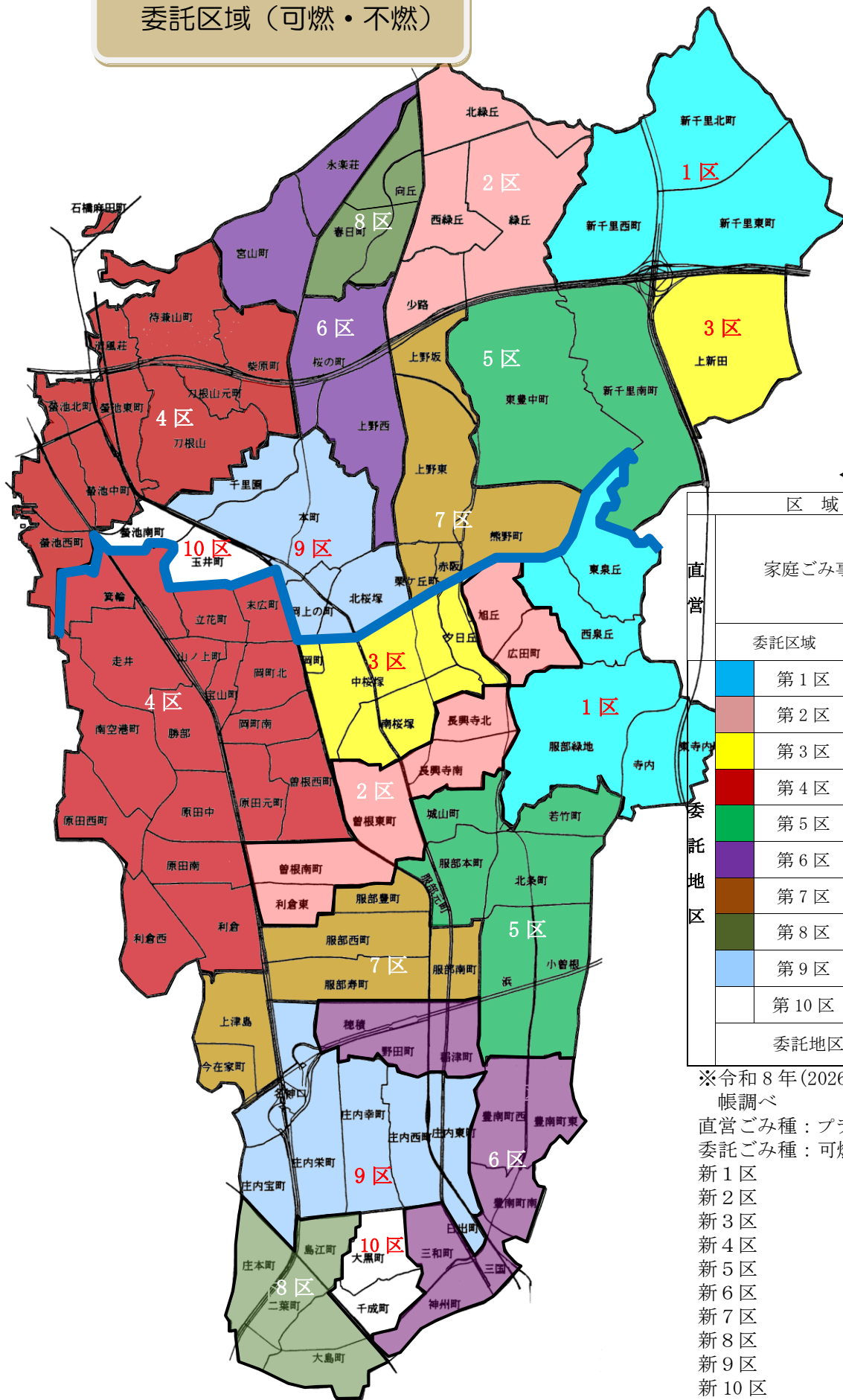


令和9年度から令和13年度 豊中市ごみ収集運搬業務 設計図書

1	収集区域図(可燃・不燃・ビン・粗大)
2	豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書
3	第1区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
4	第1区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
5	第1区配車計画
6	第2区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
7	第2区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
8	第2区配車計画
9	第3区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
10	第3区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
11	第3区配車計画
12	第4区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
13	第4区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
14	第4区配車計画
15	第5区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
16	第5区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
17	第5区配車計画
18	第6区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
19	第6区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
20	第6区配車計画
21	第7区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
22	第7区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
23	第7区配車計画
24	第8区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
25	第8区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
26	第8区配車計画
27	第9区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
28	第9区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
29	第9区配車計画
30	第10区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
31	第10区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
32	第10区配車計画
33	ビン区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
34	ビン区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
35	ビン区配車計画
36	粗大区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書
37	粗大区ごみ収集運搬業務委託(設計計算書)
38	粗大区配車計画
39	別記サービス水準

委託区域（可燃・不燃）



< 凡 例 >

区 域			世帯数	人 口
直 営	家庭ごみ事業課		200, 943	405, 332
	委託区域	契約年度		
委 託 地 区	第 1 区	R9～R13	23, 476	50, 426
	第 2 区	R9～R13	22, 757	49, 744
	第 3 区	R9～R13	18, 742	40, 466
	第 4 区	R9～R13	31, 643	59, 267
	第 5 区	R9～R13	26, 497	54, 789
	第 6 区	R9～R13	21, 418	43, 259
	第 7 区	R9～R18	17, 737	35, 700
	第 8 区	R9～R13	8, 978	17, 464
	第 9 区	R9～R13	23, 742	43, 399
	第 10 区	R9～R13	5, 953	10, 818
委託地区合計			200, 943	405, 332

※令和 8 年(2026 年)4 月 1 日現在住民基本台帳調べ

直営ごみ種：プラ・ペット・缶・紙・布・小電

委託ごみ種：可燃・不燃

新 1 区

新 2 区

新 3 区

新 4 区

新5区

新 6 区

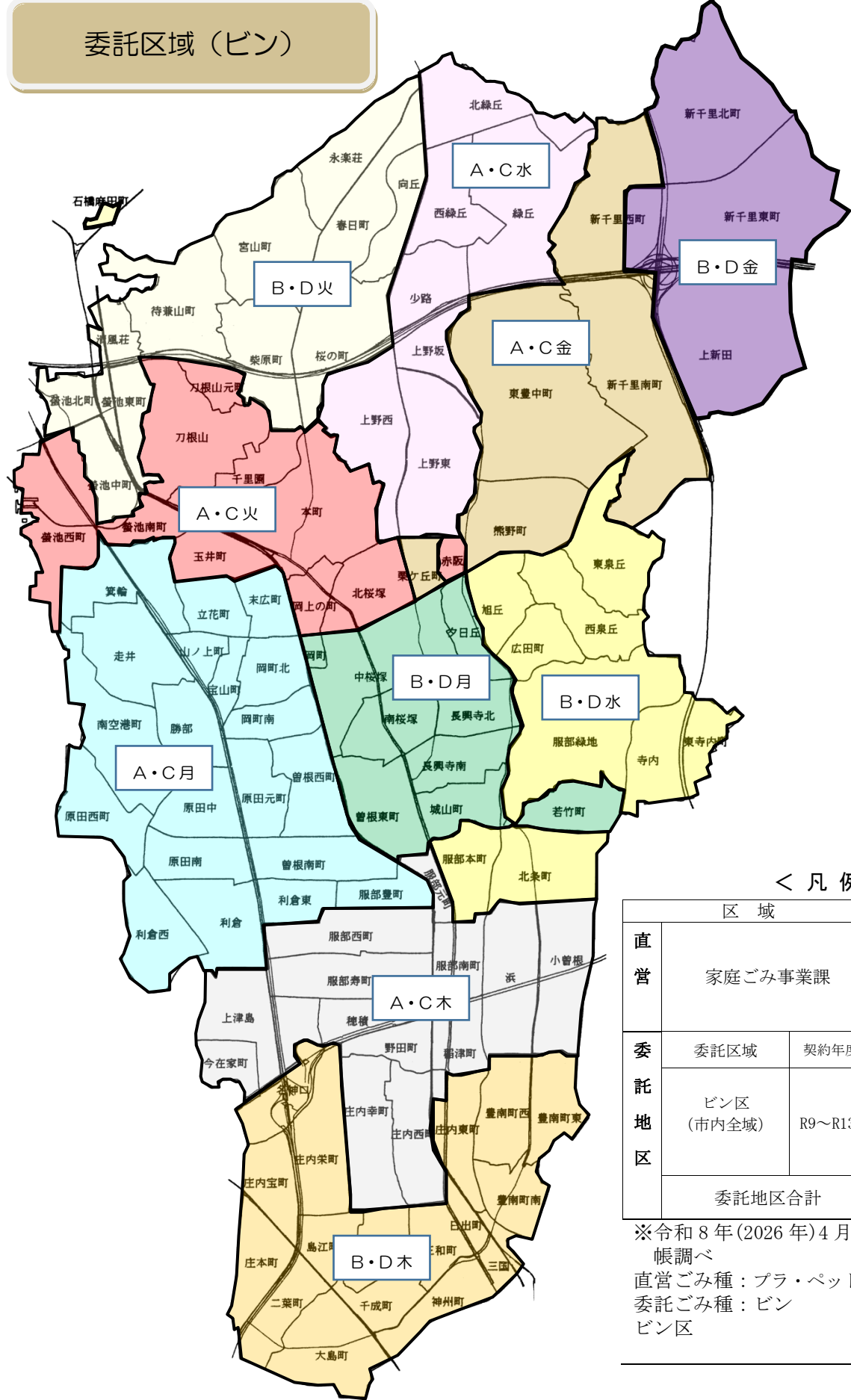
新 7 区

新 8 区

新 9 区

新 10 区

委託区域（ビン）

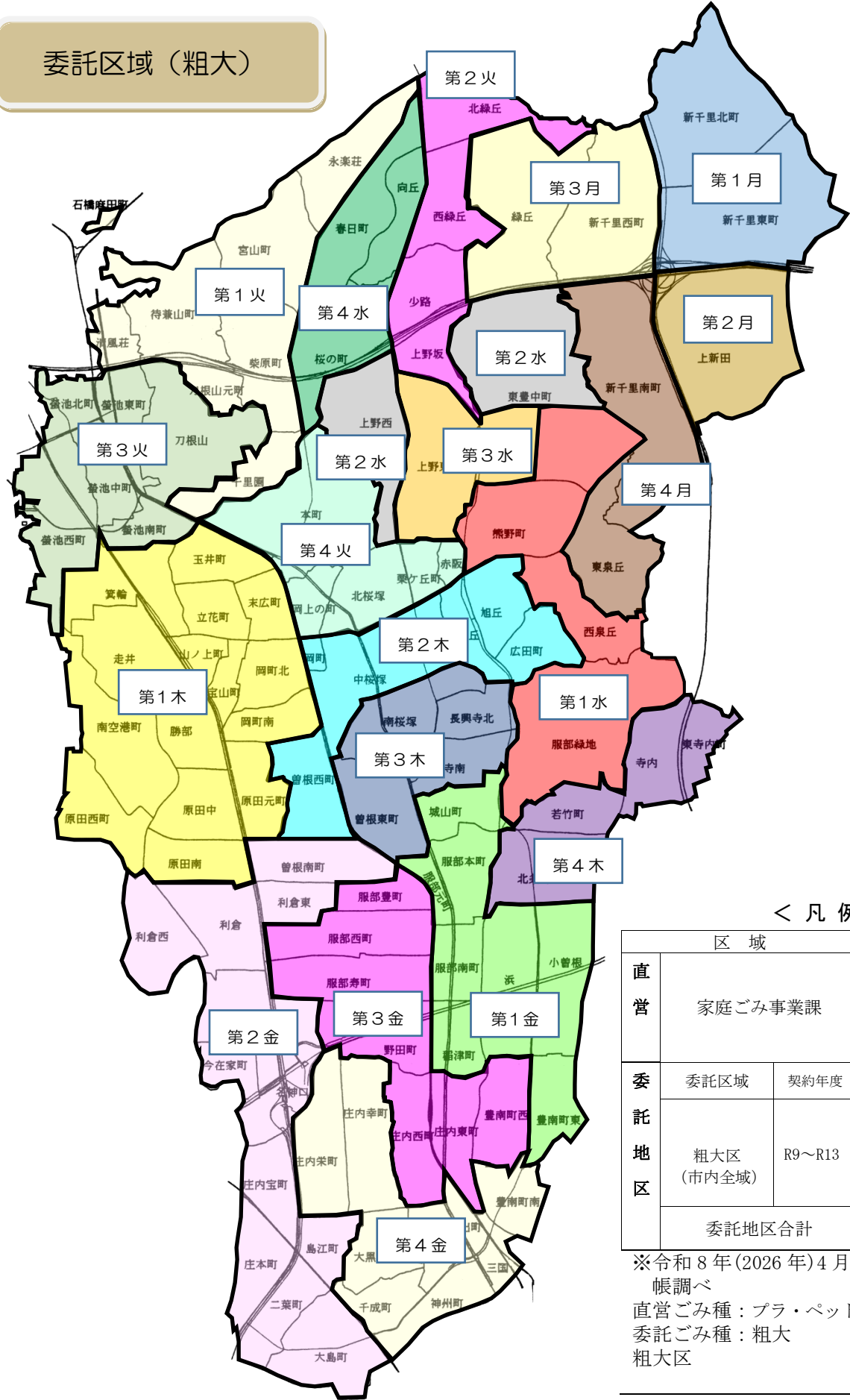


< 凡 例 >

区 域		世帯数	人 口
直 営	家庭ごみ事業課		
		200,943	405,332
委 託 地 区	委託区域	契約年度	
	ビン区 (市内全域)	R9～R13	200,943 405,332
	委託地区合計		200,943 405,332

※令和8年(2026年)4月1日現在住民基本台帳調べ
直営ごみ種：プラ・ペット・缶・紙・布・小電
委託ごみ種：ビン
ビン区

委託区域（粗大）



< 凡 例 >

直 営	区 域		世帯数	人 口
	家庭ごみ事業課		200,943	405,332
委 託 地 区	委託区域	契約年度		
	粗大区 (市内全域)	R9～R13	200,943	405,332
	委託地区合計		200,943	405,332

※令和8年(2026年)4月1日現在住民基本台帳調べ

直営ごみ種：プラ・ペット・缶・紙・布・小電

委託ごみ種：粗大

粗大区

豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市(以下「発注者」という。)が委託するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、必要なことを定める。

(適用範囲)

第2条 委託業務の処理について、この仕様書のほか、別に定める特記仕様書によるものとする。

(ごみの種別)

第3条 この仕様書において、ごみ種とは、次の各号による家庭から排出される一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)とする。

- (1) 「可燃ごみ」の収集日に可燃ごみとして排出されたもの(以下「可燃ごみ」という。)
- (2) 「不燃ごみ」の収集日に不燃ごみとして排出されたもの(以下「不燃ごみ」という。)
- (3) 「ビン」の収集日にビンとして排出されたもの(以下「ビン」という。)
- (4) 「粗大ごみ」の収集日に粗大ごみとして、粗大ごみ受付センターが指定した受付番号等を付して排出されたもの(以下「粗大ごみ」という。)

(委託区域・ごみ種及び収集対象)

第4条 発注者が、ごみ収集運搬業務受注者(以下「受注者」という。)に委託する区域・収集するごみ種及び収集対象人口は特記仕様書による。

(収集日程)

第5条 発注者が、受注者に委託する区域の収集日程は特記仕様書に定める。

(搬送先)

第6条 受注者が収集した受託区域内の一般廃棄物は、以下各号により豊中市伊丹市クリーンランドにあるごみ処理施設等に搬入すること。特に発注者が指定した場合を除いて他の場所に搬入・投棄してはならない。

- (1) 可燃ごみは、焼却施設に搬入すること。
- (2) 不燃ごみは、スリーＲ・センター内粗大・不燃ごみピットに搬入すること。
- (3) ビンは、スリーＲ・センター内びん受入貯留ヤードに搬入すること。
- (4) 粗大ごみのうち、可燃物は焼却施設に、不燃物はスリーＲ・センター内粗大・不燃ごみピットに搬入すること。

(提出書類及び報告書など)

第7条 受注者は、収集運搬業務実施計画書(様式1-1)、収集運搬業務作業計画書(様式1

ー 2)、委託業務に従事する受注者の使用人(以下「委託業務従事者」という。)の氏名及び必要な免許証の写し並びに委託業務に使用する収集運搬車両などについて記載した書面を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。記載した事項に変更あるときも同様とする。

2 前項に定める書面の提出期日は、次のとおりとする。

(1) 業務開始 2 月前までとする。

(2) 前号に基づいて提出した後は、毎年度、記載した事項の変更の有無にかかわらず、次年度の業務開始 2 月前までとする。

(3) 記載した事項に変更が生じるときは、速やかに提出するものとする。

3 受注者は、収集曜日の委託業務終了後、収集業務日報(様式 2)を作成し、計量伝票を添えて発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、毎月ごとの委託業務完了後、ごみ収集運搬業務完了報告書(様式 3)を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。

(臨機の措置)

第 8 条 受注者は、自然災害など不測の事態が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに発注者に連絡しその指示を受けるとともに、災害防止のため臨機の措置をとらなければならない。

2 受注者は、前項の措置について遅滞なく、発注者に自然災害時等対応措置報告書(様式 4)で報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止など緊急の必要があるときは、受注者に対し臨機の措置を求めることができる。

(人員、車両など)

第 9 条 委託業務の処理に当たっては、受注者は一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条)に従うとともに、十分な人員、機材及びごみ種に適した収集運搬車両などを配備すること。状況により配備することができない場合は、発注者の承諾を得ること。

2 受注者は、委託区域ごとに委託業務の現場における管理をつかさどる専任の責任者(以下「現場管理責任者」という。)を定め、その者の住所、氏名、連絡先などを発注者に現場管理責任者選任届(様式 1-3 (1))で報告しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、委託業務を遂行するため、5 台以上の収集運搬車両の運行管理を行う受注者は、現場管理責任者を補佐する副現場管理責任者(以下「副現場管理責任者」という。)を 1 名以上定め、その者の住所、氏名、連絡先などを発注者に副現場管理責任者選任届(様式 1-3 (2))で報告しなければならない。なお、提出期日については、第 7 条第 2 項を準用する。

4 発注者は、現場管理責任者及び副現場管理責任者並びに委託業務従事者のうち、著しく委託業務の処理について不適当と認められる者がいるときは、理由を明示して変更を求

めることができる。

- 5 現場管理責任者及び副現場管理責任者は、委託業務の指揮、監督及び処理状況の確認、車両の運行及び安全運転管理、発注者との連絡調整などにあたること。
- 6 収集運搬においては、運転手 1 名、作業員 1 名以上の乗務とし、いかなるときにおいても一人乗務は絶対にしないこと。
- 7 受注者は、委託業務に使用する収集運搬車両について、自己の費用負担により自動車保険(対人無制限、対物 1,000 万円以上。)に加入すること。

(機材の調達及び点検)

- 第 10 条 受注者は、委託業務の処理に必要な収集運搬車両などの機材は、自己の責任で調達しなければならない。
- 2 収集運搬車両は、大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両にするよう努めること。
 - 3 収集運搬車両などの機材は、善良なる管理者の注意を持って法令による点検整備のほか十分な日常点検及び整備を実施し、適切かつ清潔な状態を常に保持すること。
 - 4 発注者は、受注者が委託業務の処理に使用する収集運搬車両などの機材について随時点検し、必要あるときは、取換え又は補修を命じることができる。

(収集運搬車両の仕様)

- 第 11 条 受注者が調達する収集運搬車両は、次の各号の仕様を満足すること。
- (1) ごみや汚水の飛散及び流出、悪臭が漏れるおそれのない構造であること。
 - (2) 消火器及び箒、チリトリなどの清掃用具を常備しておくこと。
 - (3) 収集運搬車両後部に後方から容易に確認できる、「作業中」の表示灯等を設けるなど事故防止に配慮したものであること。
 - (4) 運転席の両扉外部に、「豊中市委託」の文字を書き入れた表示板等を取り付けること。ただし、委託業務以外の業務に収集運搬車両を使用するときは、その表示板等を取り付けてはならない。文字の大きさ、色については特記仕様書による。
- 2 受注者は、収集運搬業務の安全確保及び事故発生時の状況確認等のため、業務に使用する収集運搬車両にドライブレコーダー等を搭載し、適正に管理・運用するものとする。
- なお、ドライブレコーダーは、必要な期間の記録保存が可能な性能を有するものとし、記録媒体は、前部及び後部の映像を含め 7 日程度以上の記録が可能なものとする。
- 3 収集運搬車両が整備点検等で委託業務に使用できないときに備え、予備車としてあらかじめ収集運搬車両一覧表(様式 1-1(2))で発注者の承認を得ておくこと。
 - 4 前項の予備車には、第 1 項第 4 号の規定を適用する。

(委託業務従事者の行為に対する受注者の責任など)

- 第 12 条 受注者は、委託業務従事者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- 2 受注者は、本仕様書に定めるもののほか、委託業務の処理に当たり、委託業務従事者に

対して必要な指導及び教育を行わなければならない。

- 3 受注者は、運転業務に従事する者に対して、業務従事前に関、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認しなければならない。
- 4 発注者は、受注者の委託業務従事者について不適当と認める者があるときには、受注者に対して、当該委託業務従事者の再指導及び再教育を行うよう求めることができる。
- 5 受注者は、委託業務従事者に対して、契約書及びこの仕様書を熟知させなければならない。
- 6 受注者は、委託業務従事者の服務、言動及び車両運行に十分注意し、常に親切かつ丁寧な奉仕の精神を徹底させ、市民に不快・不信の念を与えないよう、常に委託業務従事者を研修指導しなければならない。
- 7 受注者は、委託業務従事者に対し、次に掲げる研修を毎年実施し、その結果を発注者に研修実施報告書(様式5)で報告するとともに、指導監督に努めなければならない。
 - (1) 人権を傷つけることがないようにするための人権研修
 - (2) 交通事故防止のための交通安全研修
 - (3) 災害防止のための安全衛生研修
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関連法令の遵守に係る研修
- 8 受注者は、発注者が前項に掲げる研修のほか、委託業務の従事に関し必要な研修を実施し、その結果を発注者に研修実施報告書(様式5)で報告するとともに、指導監督に努めなければならない。
- 9 受注者は、自己の委託業務従事者の健康管理、福利厚生に責任を持つとともに、不都合があるときは、交替等の措置をとらなければならない。
- 10 受注者は、業務に係る事故が生じたときは、発注者に遅滞なく交通事故報告書(様式6-1)又は事故報告書(6-2)で報告すること。
- 11 交通事故などで受注者又は委託業務従事者が第三者に損害を与えたときは、受注者の責任において誠意を持って解決に当たること。また、その経過及び示談結果などを、遅滞なく発注者に対して事故経過報告書(様式7)で報告すること。
- 12 受注者は、委託業務の処理に当たっては、発注者の計画や指示する事項を守らなければならない。
- 13 受注者は他の区域を対応するときは、当該区域を終了した後、対応しなければならない。
- 14 受注者は、環境省や厚生労働省が公表している「暑さ指数(WBGT)」や各種ガイドラインなどに基づいた熱中症対策を講じなければならない。

(業務の引継ぎ)

第13条 受注者は、発注者の求めるところにより、委託業務履行期間満了前に発注者又は発注者の指定する者に、委託地区のステーションの位置や収集経路等の業務引継ぎを行

わなければならない。

(委託業務の作業基準)

第14条 受注者は、委託業務の処理に当たっては、次の各号の作業基準を遵守すること。

- (1) 収集作業は、午前収集を基本（粗大ごみ・ビンは除く）とし午前8時30分以降から始めることとする。（発注者が指定する地区は除く）
- (2) 集積場所に排出された収集すべきごみを完全に収集し、集積場所の清潔保持に努めるものとする。
- (3) 業務に従事する者は、作業着等を着用し、氏名を明らかにする名札を上着左胸部に付けること。また、着衣は常に清潔を保つこと。
- (4) 収集対象外のごみが排出されているときは、発注者の指示に従い臨機の処置をとること。
- (5) 収集に当たっては、定期的にパトロールを行うなど、円滑・安全な収集に努めること。
- (6) 発注者の業務時間中に収集もれ、積み残し、収集後の後出し等により収集依頼があった場合、発注者の指示に従い速やかに収集すること。また、発注者に収集もれ等対応措置報告書(様式8)で報告すること。
- (7) 受注者は、市民サービスの確保及び生活環境の維持を図るため、発注者が指定する対象物（中身入りスプレー缶及びライター等）について、手渡しによる収集その他必要な対応を行うものとする。
- (8) 車両積載重量、制限速度などの交通法規を守ること。
- (9) 発注者の指示(業務指示書(様式9))に基づき、軽微な伝達業務などを行うこと。
- (10) 市民の苦情・要望事項については、誠意をもって対応すること。また、問題やトラブルが生じたときは、速やかに発注者に連絡し、指示を受け、解決に向けて迅速に対応すること。いずれも遅滞なく発注者に苦情・要望等措置報告書(様式10)で報告すること。
- (11) 受注者は、ロボットゲートを設置している集合住宅などの、開門センサーを発注者から貸与されたときは、本委託業務の目的以外のために、使用してはならない。
また、善良なる管理者の注意をもって、当該センサーを使用・保管しなければならない。貸与時に開門センサー借用書(様式11-1)を提出するものとし、契約の終了などにより当該センサーが不要となったときは、開門センサー返却書(様式11-2)とともに直ちに発注者に返却すること。
- (12) 第6号及び第10号については、作業終了後においても、本市からの連絡や収集作業等に対応できる体制をとること。

2 前項各号のほか、特記仕様書で指示ある場合は、発注者が作成したマニュアルに基づき処理すること。

(搬入時の基準)

第15条 豊中市伊丹市クリーンランド等における、搬入作業基準は次のとおりとする。

- (1) 豊中市伊丹市クリーンランド職員等(以下「職員」という。)の指示に従うこと。
- (2) その日に収集した一般廃棄物は、当日に搬入すること。
- (3) 搬入時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分(午後 12 時 30 分から午後 12 時 45 分までの間を除く。)までとする。やむを得ない事由により搬入時間外になるときは、あらかじめ発注者に連絡を行い、その承諾を得ること。また、遅滞なく発注者に搬入遅延に関する報告書(様式 1 2)で報告すること。
- (4) 搬入車両は必ず計量を受けること。計量用カード(以下「計量カード」という。)は、本委託業務以外に使用しないこと。また、計量カードを受け取った際には計量用(I D)カード借用書(様式 1 3-1)を提出し、契約の終了など計量カードが不要となったときは、計量用(I D)カード返却書(様式 1 3-2)とともに計量カードを直ちに発注者に返却すること。
- (5) 決められたルートを走行し、構内の制限速度や、一旦停止などを遵守すること。
- (6) 収集した一般廃棄物をピット内に投入するときは職員の指示に従い、後退するときは作業員が誘導を行い、車止めにはゆっくりと接すること。なお、作業員が車止めの手前に引かれたラインよりピット側へ進入する場合は、安全帯を着用すること。
- (7) 収集した一般廃棄物は確実にごみピットに投入し、投入ゲート周辺にこぼさないこと。
- (8) 構内では禁煙を遵守するなど、火気の取扱いに注意すること。

(監督官庁からの通知など)

第 1 6 条 発注者は、委託業務の処理において、必要な監督官庁から通知のあった労働安全衛生対策に係る要綱などを、受注者に周知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

以下余白

第1区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 新千里北町1丁目～3丁目
- (2) 新千里西町1丁目～3丁目
- (3) 新千里東町1丁目～3丁目
- (4) 寺内1丁目～2丁目
- (5) 西泉丘1丁目～3丁目
- (6) 服部緑地
- (7) 東泉丘1丁目～4丁目
- (8) 東寺内町

2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。

3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間に、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
ジオ千里中央	新千里北町 2-40	514
府営豊中新千里北住宅	新千里北町 3-4	208
パークハウス千里中央	新千里北町 3-1-10~12	363
シェリアタワー千里中央	新千里東町 1-1-2	552
ザ・千里タワー	新千里東町 1-2-1	356
ザ・千里レジデンス	新千里東町 1-2-3	132
新千里桜ヶ丘メゾンシティ	新千里東町 2-5-1~7	524
ガーデンヒルズ千里中央	新千里東町 2-5-20	222
ジオ・メゾン新千里東町	新千里東町 2-5-25	218
シティハウス千里中央	新千里東町 2-6-18	116
千里グリーンヒルズ東町	新千里東町 2-7	760
豊中新千里東住宅	新千里東町 3-3-7	280
ローレルコート新千里東町あかしやの丘	新千里東町 3-7	221
豊中新千里東住宅 3 棟	新千里東町 3-3-7	170
パークホームズ千里中央パークサイド	新千里東町 3-3-120	181
ジェイグラン千里中央	新千里東町 3-3-50	140
パークホームズ千里中央シティフロント	新千里東町 3-6-110	151
グランドメゾン千里中央東丘	新千里東町 3-7-17	246
ディーグラフォート千里中央	新千里西町 1-1-10	589
千里中央アインス	新千里西町 1-2-11	158
フォルム千里中央	新千里西町 2-1-1	263
ルネ千里中央	新千里西町 2-7-5	104
千里中央エアヒルズ	新千里西町 2-21-21	256
OPH新千里西町	新千里西町 2-24-1・2	246
千里中央プライムステージ	新千里西町 2-24-30	157
ジオ緑地公園ブライトヒルズ	西泉丘 3-3-23	184
レーベン桃山台ザ・コート	東泉丘 3-4-45	129
千里桃山台ヒルサイドテラス	東泉丘 3-5-25	140
ウエリス豊中桃山台	東泉丘 4-5-50	400
クレヴィア緑地公園ザ・レジデンス	東寺内 1-10	141

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
メゾン千里 D-3~D-7	新千里東町 2-4 D-3~D-7	269
ジオ緑地公園	東泉丘 4-3-6	384

(委託車両の表示)

第 6 条 共通仕様書第 1 1 条第 1 項第 4 号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共 9 c m 以上とする。なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第 7 条 第 2 条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第 1 4 条第 1 項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第1区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	4	A	5	D	6	A	7	D	8
B	11	B	12	A	13	B	14	C	15
C	18	C	19	B	20	C	21	D	22
D	25	D	26	C	27	D	28		29

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	3	C	4	B	5	C	6	C	7
D	10	D	11	C	12	D	13	D	14
A	17	A	18	D	19	A	20	A	21
B	24	B	25	A	26	B	27	B	28

可燃1	
収集地区	
新千里北町・新千里西町・新千里東町	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3	D	4	A	5	A	6
A	9	A	10	B	11	B	12	B	13
C	16	C	17	C	18	C	19	C	20
D	23	D	24	D	25	D	26	D	27
A	30	A	31						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	D	8	C	9	D	10	D	11
A	14	A	15	D	16	A	17	A	18
B	21	B	22	A	23	B	24	B	25
C	28	C	29	B	30				

可燃2	
収集地区	
寺内・東寺内町・西泉丘・東泉丘・服部緑地	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	6	B	7	A	8	B	9	B	10
C	13	C	14	B	15	C	16	C	17
D	20	D	21	C	22	D	23	D	24
A	27	A	28	D	29	A	30		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	D	9
A	12	A	13	D	14	A	15	A	16
B	19	B	20	A	21	B	22	B	23
C	26	C	27	B	28		29		30

不燃A	
収集地区	
寺内・東寺内町・西泉丘・東泉丘・服部緑地	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	4	B	5	A	6	B	7	B	8
C	11	C	12	B	13	C	14	C	15
D	18	D	19	C	20	D	21	D	22
A	25	A	26	D	27	A	28	A	29

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
X	2	D	3	C	4	D	5	D	6
A	9	A	10	D	11	A	12	A	13
B	16	B	17	C	18	B	19	B	20
C	23	C	24	D	25		26		27

不燃B	
収集地区	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2	A	3	B	4	B	5
C	8	C	9	B	10	C	11	C	12
D	15	D	16	C	17	D	18	D	19
A	22	A	23	D	24	A	25	A	26
B	29	B	30						

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	6	D	7	C	8	D	9	D	10
A	13	A	14	D	15	A	16	A	17
B	20	B	21	B	22	B	23	B	24
C	27	C	28						

不燃C	
収集地区	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	5	C	6	B	7	C	8	C	9
D	12	D	13	C	14	D	15	D	16
A	19	A	20	D	21	A	22	A	23
B	26	B	27	A	28	B	29		

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	D	9
A	12	A	13	D	14	A	15	A	16
B	19	B	20	B	21	B	22	B	23
C	26	C	27	C	28		29		30

不燃D	
収集地区	
新千里北町・新千里西町・新千里東町	

設計計算書

■ 委託名：第1区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市新千里北町・新千里西町・新千里東町・寺内・東寺内町・西泉丘・東泉丘・服部緑地
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：53,120人
 - ・計画使用車両：4トプレス車(6台)……非専用車両とする
2トプレス車(2台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		53,120	53,120
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		132,040	16,510
計画積載量 (kg)	4tP	2,200	1,100
	2tP	1,700	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- ① 直接業務費 …(一式)【内訳－1】
- ② 業務管理費(直接業務費の○%) …(一式)
- ③ 業務原価(①+②) …(一式)
- ④ 一般管理費(業務原価の○%) …(一式)
- ⑤ 業務委託単価(③+④) …(一式)

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第1区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	新千里北	新千里北	新千里北	新千里西	新千里西	新千里西	新千里東	新千里東	新千里東	寺内	寺内	西泉丘	西泉丘	西泉丘	服部緑地	東泉丘	東泉丘	東泉丘	東泉丘	東寺内町	合 計	
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	1	2	3	0	1	2	3	4			
可燃ごみ	4トP	1,344	1,972	2,169	2,017	4,241	907	1,986	4,621	4,008	3,131	4,057	609	2,396	2,015	41	421	1,086	1,962	3,847	3,492	46,322	
	人口数計	23,265									23,057												
	収集日	月・木曜日									火・金曜日												
可燃ごみ	2トP	472	886	353		808	605						1,295			1,918	465				6,802		
	人口数計	3,124										3,678											
	収集日	月・木曜日										火・金曜日											
不燃ごみ	4トP	1,344	1,972	2,169	2,017	4,241	907	1,986	4,621	4,008	3,131	4,057	1,904	609	2,015	41	421	1,086	1,962	3,847	3,492	45,830	
	人口数計	23,265									22,565												
	収集日	D水曜日									A水曜日												
不燃ごみ	2トP	472	886	353		808	605						1,295			1,918	465				6,802		
	人口数計	3,124										3,678											
	収集日	D水曜日										A水曜日											

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長						
							環 境 部							
設 計 書														
委託地名	豊中市 新千里北町、新千里西町、新千里東町、寺内、東寺内町、西泉丘、東泉丘、服部緑地													
委託名	第1区 ごみ収集運搬業務委託													
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日						
設計大要	■ 収集品目 設計人口数 <table><tr><td>○ 可燃ごみ</td><td>1式</td><td>53,120</td></tr><tr><td>○ 不燃ごみ</td><td>1式</td><td>53,120</td></tr></table>								○ 可燃ごみ	1式	53,120	○ 不燃ごみ	1式	53,120
○ 可燃ごみ	1式	53,120												
○ 不燃ごみ	1式	53,120												
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)													

名称・費目・種別 第1区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 業務管理費率 C * %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 業務管理費 C + D				E	
一般管理費		業務原価 一般管理費率 E * %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 一般管理費 E + F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 消費税率 G * 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 消費税相当額 G + H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第1区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(4トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	4トP 1台1日あたり直接業務費					4トP業務費	
2:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第1区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 2,200 / 1.24282	1,770	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (2.23 * 1,770)				可燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回4P * 8.6				可燃1人4P	
可燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,700 / 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (2.00 * 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	
可燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (可燃1人4tP*47617+ 可燃1人2tP*5507) / 53,124				可燃ごみ 収集単価	A
	収集割合	4tP 47,617 + 2tP 5,507 = 設計人口数 53,124					

名称・費目・種別 第1区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.0111 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,100 / 1回排出量 0.30996	3,549	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (稼動回数/日 2.23 * 人/回 3,549)				不燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回4P * 収集日数/月 1.086				不燃1人4P	
不燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.0111 * 28	0.30996				
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	kg			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (稼動回数/日 2.00 * 人/回 2,258)		人		不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	
不燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (不燃1人4tP*47617+不燃1人2tP*5507) / 53,124				不燃ごみ 収集単価	B
	収集割合	4tP 47,617 + 2tP 5,507 = 設計人口数 53,124					

明 細 書 第1区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 4トP 2トP (参考) 41.06 36.13	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

[illegible]

備考	新千里北1	A-1	新千里東2	C-2	西泉丘3	F-3
	新千里北2	A-2	新千里東3	C-3	東泉丘1	G-1
	新千里北3	A-3	寺内1	D-1	東泉丘2	G-2
	新千里西1	B-1	寺内2	D-2	東泉丘3	G-3
	新千里西2	B-2	東寺内	E	東泉丘4	G-4
	新千里西3	B-3	西泉丘1	F-1	服部緑地	H
	新千里東1	C-1	西泉丘2	F-2		
○可燃ごみ ●不燃ごみ						

第2区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 旭丘
- (2) 北緑丘1丁目～3丁目
- (3) 少路1丁目～2丁目
- (4) 曾根東町1丁目～6丁目
- (5) 曾根南町1丁目～3丁目
- (6) 長興寺北1丁目～3丁目
- (7) 長興寺南1丁目～4丁目
- (8) 利倉東1丁目～2丁目
- (9) 西緑丘1丁目～3丁目
- (10) 広田町
- (11) 緑丘1丁目～5丁目

2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。

3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間に、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
UR都市機構 アルビス旭丘	旭丘 6	1,457
ガーデンフラッツ豊中旭丘	旭丘 11-12	208
スイートガーデン豊中旭丘	旭丘 11-20	242
ローレルコート北緑丘	北緑丘 2-5-10	159
ジオ豊中緑丘	少路 2-2-28	113
グランロジューマン豊中少路	少路 2-3-24・55	628
シティテラス豊中曽根	曽根東町 2-11-1	169
ジオ曽根東町一番館 シティコート曽根東町	曽根東町 6-5-1～8	360
ディオ・フェルティ豊中服部	利倉東 1-1-4	156
フェルティ・パーク豊中	利倉東 1-1-5	118
ディオ・フェルティ豊中曽根	利倉東 1-1-30	152
パークシティ・ジオ豊中緑丘	緑丘 3-29-15	215
ローレルスクエア豊中緑丘	緑丘 3-11	159
イトピア豊中緑丘ロジューマン	緑丘 4-1-30	271

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
UR都市機構 北緑丘団地	北緑丘 1-2・2-1	1,772
UR都市機構 千里緑丘団地	北緑丘 3-1	450

(委託車両の表示)

第6条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9 c m以上とする。

なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第7条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第2区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
									2 可燃2
A	4	A	5 可燃1	D	6 可燃2	A	7	B	10
B	11	B	12 可燃1	A	13 可燃2	B	14	C	17
C	18	C	19 可燃1	B	20 可燃2	C	21 不燃C	D	24
D	25	D	26 可燃1	C	27 可燃2	D	28 不燃D	D	可燃1
									可燃2

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
									2 可燃1
C	3	C	4 可燃1	B	5 可燃2	C	6 不燃C	D	9
D	10	D	11 可燃1	C	12 可燃2	D	13 不燃D	D	16
A	17	A	18 可燃1	D	19 可燃2	A	20	A	23
B	24	B	25 可燃1	A	26 可燃2	B	27	B	29 可燃1
									可燃2

可燃1	
収集地区	
北緑丘・西緑丘・緑丘・少路	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3 可燃1	D	4 可燃2	A	5	A	7
									可燃2
A	2	B	10 可燃1	A	11 可燃2	B	12	B	14
C	16	C	17 可燃1	B	18 可燃2	C	19 不燃C	C	21
D	23	D	24 可燃1	C	25 可燃2	D	26 不燃D	D	28
A	30	A	31 可燃1						可燃2

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	C	1 可燃1	B	2 可燃2	C	3 不燃C	C	4 可燃1
									可燃2
D	7	D	8 可燃1	C	9 可燃2	D	10 不燃D	D	11 可燃1
A	14	A	15 可燃1	D	16 可燃2	A	17	A	18
B	21	B	22 可燃1	A	23 可燃2	B	24	B	25
C	28	C	29 可燃1	B	30 可燃2				可燃1
									可燃2

可燃2	
収集地区	
旭丘・広田町・長興寺北・長興寺南・曾根東町・曾根南町・利倉東	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
B	6	B	7 可燃1	A	8 可燃2	B	9	B	10
C	13	C	14 可燃1	B	15 可燃2	C	16 不燃C	C	17
D	20	D	21 可燃1	C	22 可燃2	D	23 不燃D	D	24
A	27	A	28 可燃1	D	29 可燃2	A	30		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 不燃C
									2 可燃1
D	5	D	6 可燃1	C	7 可燃2	D	8 不燃D	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	D	14 可燃2	A	15	A	16
B	19	B	20 可燃1	A	21 可燃2	B	22	B	23
C	26	C	27 可燃1	B	28 可燃2		29 可燃1		30 可燃2
									31

不燃A	
収集地区	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
B	4	B	5 可燃1	A	6 可燃2	B	7	B	8
C	11	C	12 可燃1	B	13 可燃2	C	14 不燃C	C	15
D	18	D	19 可燃1	C	20 可燃2	D	21 不燃D	D	22
A	25	A	26 可燃1	D	27 可燃2	A	28	A	29
									30 可燃1
									可燃2

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									3 不燃C
									4 可燃1
X	2	D	10 可燃1	D	11 可燃2	D	12 不燃D	D	13 可燃1
A	16	A	17 可燃1	A	18 可燃2	A	19	A	20
B	23	B	24 可燃1	B	25 可燃2	B	26	B	27
C	30	C	31 可燃1						可燃1
									可燃2

不燃B	
収集地区	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2 可燃1	A	3 可燃2	B	4	B	5
C	8	C	9 可燃1	B	10 可燃2	C	11 不燃C	C	12
D	15	D	16 可燃1	C	17 可燃2	D	18 不燃D	D	19
A	22	A	23 可燃1	D	24 可燃2	A	25	A	26
B	29	B	30 可燃1	A	31 可燃2				

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
									2 不燃C
D	6	D	7 可燃1	D	8 可燃2	D	9 不燃D	D	10 可燃1
A	13	A	14 可燃1	A	15 可燃2	A	16	A	17
B	20	B	21 可燃1	B	22 可燃2	B	23	B	24
C	27	C	28 可燃1	C	29 可燃2				可燃1
									可燃2

不燃C	
収集地区	
旭丘・広田町・長興寺北・長興寺南・曾根東町・曾根南町・利倉東	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1
C	5	C	6 可燃1	B	7 可燃2	C	8 不燃C	C	9 可燃1
D	12	D	13 可燃1	C	14 可燃2	D	15 不燃D	D	16 可燃1
A	19	A	20 可燃1	D	21 可燃2	A	22	A	23
B	26	B	27 可燃1	A	28 可燃2	B	29	B	30
									可燃1
									可燃2

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 不燃C
									2 可燃1
D	5	D	6 可燃1	D	7 可燃2	D	8 不燃D	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	A	14 可燃2	A	15	A	16
B	19	B	20 可燃1	B	21 可燃2	B	22	B	23
C	26	C	27 可燃1	C	28 可燃2	C	29 不燃C	C	30 可燃1
									可燃2

不燃D	
収集地区	
北緑丘・西緑丘・緑丘・少路	

設計計算書

■ 委託名：第2区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市北緑丘・西緑丘・緑丘・少路・旭丘・広田町・長興寺北・長興寺南・曾根東町・曾根南町・利倉東
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：49,980 人
 - ・計画使用車両：4トプレス車(6台)……非専用車両とする
2トプレス車(3台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		49,980	49,980
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		124,235	15,534
計画積載量 (kg)	4tP	2,200	1,100
	2tP	1,600	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第2区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	北緑丘	北緑丘	北緑丘	西緑丘	西緑丘	西緑丘	緑丘	緑丘	緑丘	緑丘	緑丘	緑丘	少路	少路	小 計
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2		
可燃ごみ	4♂P	1,673	3,358	1,015	1,882	581	1,309	320		581	911		1,631	3,446		16,707
	人口数計	16,707														
	収集日	月・木曜日														
可燃ごみ	2♂P	207				740	644	1,281	890	1,570	1,550	401				7,283
	人口数計	7,283														
	収集日	月・木曜日														
不燃ごみ	4♂P	1,673	3,358	1,015	1,882	581	1,309	320		581	911		1,631	3,446		16,707
	人口数計	16,707														
	収集日	D水曜日														
不燃ごみ	2♂P	207				740	644	1,281	890	1,570	1,550	401				7,283
	人口数計	7,283														
	収集日	D水曜日														

ごみ種	対象地域 収集車両	旭丘	広田町	長興寺北	長興寺北	長興寺北	長興寺南	長興寺南	長興寺南	長興寺南	曾根東町	曾根東町	曾根東町	曾根東町	曾根東町	曾根東町	曾根南町	曾根南町	曾根南町	利倉東	利倉東	小 計	合 計	
				1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2			
可燃ごみ	4トP	5,490				1,717	907	305	261	1,836		1,002	452		797		1,741		1,369	77	15,954	32,661		
	人口数計	15,954																						
	収集日	火・金曜日																						
可燃ごみ	2トP		0	734	802			476	873		1,187	668		396	1,073	601	1,309	356	901	586	76	10,038	17,321	
	人口数計	10,038																						
	収集日	火・金曜日																						
不燃ごみ	4トP	5,490				1,717	907	305	261	1,836		1,002	452		797		1,741		1,369	77	15,954	32,661		
	人口数計	15,954																						
	収集日	C水曜日																						
不燃ごみ	2トP		0	734	802			476	873		1,187	668		396	1,073	601	1,309	356	901	586	76	10,038	17,321	
	人口数計		10,038																					
	収集日		C水曜日																					

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 北緑丘、西緑丘、緑丘、少路、旭丘、広田町、長興寺北、長興寺南、曾根東町、曾根南町、利倉東							
委託名	第2区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ 可燃ごみ1式49,980 ○ 不燃ごみ1式49,980 設計人口数							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第2区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 C * 業務管理費率 %	1.00	式		D	業務管理費率・一般 管理費率は、建設大 臣官房官庁営繕部監 修の建築保全業務積 算基準による
業務原価		直接業務費 C + 業務管理費 D				E	
一般管理費		業務原価 E * 一般管理費率 %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 E + 一般管理費 F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 G * 消費税率 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 G + 消費税相当額 H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第2区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(4トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	4トP 1台1日あたり直接業務費					4トP業務費	
2:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第2区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 2,200 / 1.24282	1,770	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (稼働回数/日 2.00 * 人/回 1,770)				可燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回4P * 8.6				可燃1人4P	
可燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,600 / 1.24282	1,287	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (稼働回数/日 2.00 * 人/回 1,287)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	
可燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (可燃1人4tP*32661+ 可燃1人2tP*17321) / 49,982				可燃ごみ 収集単価	A
	収集割合	4tP 32,661 + 2tP 17,321 = 設計人口数 49,982					

名称・費目・種別 第2区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.0111 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,100 / 1回排出量 0.30996	3,549	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (稼動回数/日 2.00 * 人/回 3,549)				不燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回4P * 収集日数/月 1.086				不燃1人4P	
不燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.0111 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (稼動回数/日 2.61 * 人/回 2,258)				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	
不燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (不燃1人4tP*32661+不燃1人2tP*17321) / 49,982				不燃ごみ 収集単価	B
	収集割合	4tP 32,661 + 2tP 17,321 = 設計人口数 49,982					

明 細 書 第2区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 4トP 2トP (参考) 25.79 34.65	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

[illegible]

備考	北緑丘1	A-1	緑丘4	C-4	長興寺南1	H-1	曾根東町6	I-6
	北緑丘2	A-2	緑丘5	C-5	長興寺南2	H-2	曾根南町1	J-1
	北緑丘3	A-3	少路1	D-1	長興寺南3	H-3	曾根南町2	J-2
	西緑丘1	B-1	少路2	D-2	長興寺南4	H-4	曾根南町3	J-3
	西緑丘2	B-2	旭丘	E	曾根東町1	I-1	利倉東1	K-1
	西緑丘3	B-3	広田町	F	曾根東町2	I-2	利倉東2	K-2
	緑丘1	C-1	長興寺北1	G-1	曾根東町3	I-3		
	緑丘2	C-2	長興寺北2	G-2	曾根東町4	I-4		
	緑丘3	C-3	長興寺北3	G-3	曾根東町5	I-5		
					○可燃ごみ ●不燃ごみ			

第3区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 岡町
- (2) 上新田1丁目～4丁目
- (3) 中桜塚1丁目～5丁目
- (4) 南桜塚1丁目～4丁目
- (5) 夕日丘1丁目～3丁目

2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。

3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

- (1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
プライムフォート千里中央	上新田 1－20－ 5	171
ロジュマン千里中央	上新田 1－18	250
リバーガーデン千里中央	上新田 1－19－ 1	189
ジオ千里中央ザ・レジデンス	上新田 1－19－36	219
千里中央パークヒルズ	上新田 1－24	1,147
パークホームズ千里中央	上新田 2－24－ 1	193
豊中上新田住宅	上新田 4－18－ 1	200
朝日プラザ千里	上新田 4－ 8	569
ピアフォーレ千里	上新田 4－30－16	51
ブリリア豊中南桜塚レジデンス	南桜塚 2－13－ 1	205

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
千里中央パークヒルズ	上新田 1－24・25	1,147
ステイツ千里中央	上新田 1－83－ 1	50
レジデンス鷹ヶ巣千里中央	上新田 4－ 7－10	52
朝日プラザ千里	上新田 4－ 8	569

(委託車両の表示)

第 6 条 共通仕様書第 11 条第 1 項第 4 号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共 9 c m 以上とする。
 なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第 7 条 第 2 条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第 14 条第 1 項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第3区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	4	A	5	D	6	A	7	D	8
B	11	B	12	A	13	B	14	A	15
C	18	C	19	B	20	C	21	D	22
D	25	D	26	C	27	D	28	A	29

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	3	C	4	B	5	C	6	D	7
D	10	D	11	A	12	A	13	B	14
A	17	A	18	C	19	C	20	D	21
B	24	B	25	D	26	D	27	A	28

可燃1	
収集地区	
上新田	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3	D	4	A	5	D	6
A	9	A	10	B	11	B	12	A	13
C	16	C	17	C	18	C	19	D	20
D	23	D	24	D	25	D	26	A	27
A	30	A	31						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	D	8	C	9	C	10	D	11
D	14	D	15	A	16	A	17	B	18
B	21	B	22	B	23	B	24	C	25
C	28	C	29						

可燃2	
収集地区	
中桜塚・南桜塚・岡町・夕日丘	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	6	B	7	A	8	B	9	A	10
C	13	C	14	C	15	C	16	D	17
D	20	D	21	D	22	D	23	A	24
A	27	A	28						

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	C	8	D	9
A	12	A	13	A	14	A	15	B	16
B	19	B	20	B	21	B	22	C	23
C	26	C	27						

不燃A	
収集地区	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	4	B	5	A	6	B	7	A	8
C	11	C	12	B	13	C	14	D	15
D	18	D	19	C	20	D	21	A	22
A	25	A	26	D	27	A	28	B	29

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
X	2	X	3	C	4	C	5	D	6
A	9	A	10	D	11	D	12	A	13
B	16	B	17	A	18	A	19	B	20
C	23	C	24	B	25	B	26	C	27

不燃B	
収集地区	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2	A	3	B	4	A	5
C	8	C	9	B	10	C	11	D	12
D	15	D	16	C	17	D	18	A	19
A	22	A	23	D	24	A	25	B	26

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	6	D	7	C	8	C	9	D	10
A	13	A	14	A	15	A	16	B	17
B	20	B	21	B	22	B	23	C	24
C	27	C	28						

不燃C	
収集地区	
上新田	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	5	C	6	B	7	C	8	D	9
D	12	D	13	C	14	D	15	A	16
A	19	A	20	D	21	A	22	B	23
B	26	B	27	A	28	B	29	C	30

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	C	8	D	9
A	12	A	13	A	14	A	15	B	16
B	19	B	20	B	21	B	22	C	23
C	26	C	27						

不燃D	
収集地区	
中桜塚・南桜塚・岡町・夕日丘	

設計計算書

■ 委託名：第3区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市上新田・中桜塚・南桜塚・岡町・夕日丘
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：40,840 人
 - ・計画使用車両：4トプレス車(4台)……非専用車両とする
2トプレス車(4台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		40,840	40,840
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		101,516	12,693
計画積載量 (kg)	4tP	2,200	1,100
	2tP	1,600	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第3区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	上新田	上新田	上新田	上新田	中桜塚	中桜塚	中桜塚	中桜塚	中桜塚	南桜塚	南桜塚	南桜塚	南桜塚	岡町	夕日丘	夕日丘	夕日丘	合 計
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4		1	2	3	
可燃ごみ	4トP	5,539	981	1,231	2,191			1,316	1,229	1,933		1,906	1,466	1,445					19,237
	人口数計	9,942						9,295											
	収集日	月・木曜日						火・金曜日											
可燃ごみ	2トP	1,299	3,923	1,282	4,449	1,782	1,929			715	2,217			179	939	683	1,415	792	21,604
	人口数計	10,953				10,651													
	収集日	月・木曜日				火・金曜日													
不燃ごみ	4トP	5,539	981	1,231	2,191			1,316	1,229	1,933	0	1,906	1,466	1,445					19,237
	人口数計	9,942						9,295											
	収集日	C水曜日						D水曜日											
不燃ごみ	2トP	1,299	3,923	1,282	4,449	1,782	1,929			715	2,217			179	939	683	1,415	792	21,604
	人口数計	10,953				10,651													
	収集日	C水曜日				D水曜日													

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長						
							環 境 部							
設 計 書														
委託地名	豊中市 上新田、中桜塚、南桜塚、岡町、夕日丘													
委託名	第3区 ごみ収集運搬業務委託													
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日						
設計大要	■ 収集品目 設計人口数 <table><tr><td>○ 可燃ごみ</td><td>1式</td><td>40,840</td></tr><tr><td>○ 不燃ごみ</td><td>1式</td><td>40,840</td></tr></table>								○ 可燃ごみ	1式	40,840	○ 不燃ごみ	1式	40,840
○ 可燃ごみ	1式	40,840												
○ 不燃ごみ	1式	40,840												
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)													

名称・費目・種別 第3区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 業務管理費率 C * %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 業務管理費 C + D				E	
一般管理費		業務原価 一般管理費率 E * %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 一般管理費 E + F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 消費税率 G * 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 消費税相当額 G + H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第3区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(4トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	4トP 1台1日あたり直接業務費					4トP業務費	
2:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第3区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 2,200 / 1.24282	1,770	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (2.00 * 1,770)				可燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回4P * 8.6				可燃1人4P	
可燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,600 / 1.24282	1,287	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (2.34 * 1,287)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	
可燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (可燃1人4tP*19237+ 可燃1人2tP*21604) / 40,841				可燃ごみ 収集単価	A
	収集割合	4tP 19,237 + 2tP 21,604 = 設計人口数 40,841					

名称・費目・種別 第3区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,100 / 1回排出量 0.30996	3,549	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (稼動回数/日 2.00 * 人/回 3,549)				不燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回4P * 収集日数/月 1.086				不燃1人4P	
不燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (稼動回数/日 2.34 * 人/回 2,258)				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	
不燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (不燃1人4tP*19237+不燃1人2tP*21604) / 40,841				不燃ごみ 収集単価	B
	収集割合	4tP 19,237 + 2tP 21,604 = 設計人口数 40,841					

明 細 書 第3区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 4トP 2トP (参考) 26.03 30.61	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第3区 ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画

[illegible]

第4区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 石橋麻田町
- (2) 岡町北1丁目～3丁目
- (3) 岡町南1丁目～3丁目
- (4) 勝部1丁目～3丁目
- (5) 柴原町1丁目～5丁目
- (6) 末広町1丁目～3丁目
- (7) 清風荘1丁目～2丁目
- (8) 曾根西町1丁目～4丁目
- (9) 立花町1丁目～3丁目
- (10) 利倉1丁目～3丁目
- (11) 利倉西1丁目～2丁目
- (12) 刀根山1丁目～6丁目
- (13) 刀根山元町
- (14) 走井1丁目～3丁目
- (15) 原田中1丁目～2丁目
- (16) 原田西町
- (17) 原田南1丁目～2丁目
- (18) 原田元町1丁目～3丁目
- (19) 宝山町
- (20) 螢池北町1丁目～3丁目
- (21) 螢池中町1丁目～4丁目
- (22) 螢池西町1丁目～3丁目
- (22) 螢池東町1丁目～4丁目
- (23) 待兼山町

- (24) 南空港町
- (25) 箕輪 1 丁目～ 3 丁目
- (26) 山ノ上町

- 2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。
- 3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式 9）により受注者に指示するものとする。

（収集日程）

- 第 4 条 共通仕様書第 5 条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12 月 31 日及び翌年 1 月 1 日から 3 日までは収集を行わないが、12 月 29 日、30 日及び翌年 1 月 4 日から 1 週間程度の間に、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。
- 2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

（貯留排出装置およびコンテナによる排出）

第 5 条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

（1） 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
リベール豊中清風荘	清風荘 1－14－1	79
エンゼルプレージュ豊中刀根山	刀根山 4－4－20	141
シティーコート千里園	刀根山 4－4－1	120
ルシオーレ南館モンセーヌ蛍池	蛍池中町 2－3－1	185
プラネスーペリア豊中グランデ	立花町 3－2－1	121

（2） コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
—	—	—

（委託車両の表示）

- 第 6 条 共通仕様書第 11 条第 1 項第 4 号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共 9 c m 以上とする。
- なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

（作業マニュアル等）

- 第 7 条 第 2 条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第 14 条第 1 項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。
- 2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」

に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第4区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	4	A	5	D	6	A	7	D	8
B	11	B	12	A	13	B	14	C	15
C	18	C	19	B	20	C	21	D	22
D	25	D	26	C	27	D	28		

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	3	C	4	B	5	C	6	D	7
D	10	D	11	C	12	D	13	A	14
A	17	A	18	D	19	A	20	B	21
B	24	B	25	A	26	B	27	C	28

可燃1	
収集地区	
石橋麻田町・清風荘・待兼山町・柴原町・刀根山元町・刀根山・螢池北町・螢池中町・螢池西町・螢池南町・螢池東町	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3	D	4	A	5	D	6
A	9	A	10	B	11	B	12	C	13
C	16	C	17	B	18	C	19	D	20
D	23	D	24	C	25	D	26	A	27
A	30	A	31						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	D	8	C	9	D	10	A	11
D	14	D	15	C	16	D	17	A	18
B	21	B	22	A	23	B	24	C	25
C	28	C	29	B	30				

可燃2	
収集地区	
末広町・立花町・岡町北・岡町南・山ノ上町・宝山町・曾根西町・原田元町・箕輪・走井・勝部・原田中・原田南・原田西町・南空港町・利倉・利倉西	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	6	B	7	A	8	B	9	C	10
C	13	C	14	B	15	C	16	D	17
D	20	D	21	C	22	D	23	A	24
A	27	A	28	D	29	A	30		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	A	9
A	12	A	13	D	14	A	15	B	16
B	19	B	20	A	21	B	22	C	23
C	26	C	27	B	28		29		

不燃A	
収集地区	
石橋麻田町・清風荘・待兼山町・柴原町・刀根山元町・刀根山・螢池北町・螢池中町・螢池西町・螢池南町・螢池東町	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	4	B	5	A	6	B	7	C	8
C	11	C	12	B	13	C	14	D	15
D	18	D	19	C	20	D	21	A	22
A	25	A	26	D	27	A	28	B	29

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
X	2	X	3	D	4	X	5	A	6
A	9	A	10	C	11	A	12	B	13
B	16	B	17	D	18	B	19	C	20
C	23	C	24	A	25	C	26		

不燃B	
収集地区	
末広町・立花町・岡町北・岡町南・山ノ上町・宝山町・曾根西町・原田元町・箕輪・走井・勝部・原田中・原田南・原田西町・南空港町・利倉・利倉西	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2	A	3	B	4	C	5
C	8	C	9	B	10	C	11	D	12
D	15	D	16	C	17	D	18	A	19
A	22	A	23	D	24	A	25	B	26
B	29	B	30	A	31				

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	6	D	7	C	8	D	9	A	10
A	13	A	14	D	15	A	16	B	17
B	20	B	21	A	22	B	23	C	24
C	27	C	28	B	29				

不燃C	
収集地区	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	5	C	6	B	7	C	8	D	9
D	12	D	13	C	14	D	15	A	16
A	19	A	20	D	21	A	22	B	23
B	26	B	27	A	28	B	29		

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	A	9
A	12	A	13	D	14	A	15	B	16
B	19	B	20	A	21	B	22	C	23
C	26	C	27	B	28	C	29		

不燃D	
収集地区	

設計計算書

■ 委託名：第4区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

○ 業務委託地区：豊中市石橋麻田町・清風荘・待兼山町・柴原町・刀根山元町・刀根山・螢池北町・螢池中町・螢池西町・螢池東町・末広町・立花町・岡町北・岡町南・山ノ上町・宝山町・曽根西町・原田元町・箕輪・走井・勝部・原田中・原田西町・原田南・利倉・利倉西・南空港町

○ 委託期限：令和14年3月31日

○ 所要日数：1,293日

■ 設計大要

○ 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日

○ 設計主要目

・計画人口数：61,880 人

・計画使用車両：2トプレス車(10台)……非専用車両とする

・収集対象外集合住宅特記事項

該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		61,880	61,880
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		153,815	19,232
計画積載量 (kg)	4tP	—	—
	2tP	1,700	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第4区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	石橋麻田町	清風荘	清風荘	待兼山町	柴原町	柴原町	柴原町	柴原町	柴原町	刀根山元町	刀根山	刀根山	刀根山	刀根山	刀根山	刀根山	螢池北町	螢池北町	螢池北町
		0	1	2	0	1	2	3	4	5	0	1	2	3	4	5	6	1	2	3
可燃ごみ	2トP	238	1,167	598	1,705	1,099	1,124	876	771	1,169	1,585	1,175	1,627	902	1,907	319	2,099	826	867	1,010
	人口数計	21,064																		
	収集日	月・木曜日																		
不燃ごみ	2トP	238	1,167	598	1,705	1,099	1,124	876	771	1,169	1,585	1,175	1,627	902	1,907	319	2,099	826	867	1,010
	人口数計	21,064																		
	収集日	A水曜日																		

ごみ種	対象地域 収集車両	螢池中町	螢池中町	螢池中町	螢池中町	螢池西町	螢池西町	螢池西町	螢池東町	螢池東町	螢池東町	螢池東町	合 計
		1	2	3	4	1	2	3	1	2	3	4	
可燃ごみ	2トP	708	837	395	340	1,752	999	0	591	809	917	962	29,374
	人口数計	8,310											
	収集日	月・木曜日											
不燃ごみ	2トP	708	837	395	340	1,752	999	0	591	809	917	962	29,374
	人口数計	8,310											
	収集日	A水曜日											

ごみ種	対象地域 収集車両	末広町	末広町	末広町	立花町	立花町	立花町	岡町北	岡町北	岡町北	岡町南	岡町南	岡町南	山ノ上町	宝山町	曽根西町	曽根西町	曽根西町	曽根西町	原田元町	原田元町	原田元町
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	0	0	1	2	3	4	1	2	3
可燃ごみ	2トP	700	725	1,138	845	596	1,500	743	1,134	777	843	770	1,224	1,448	1,743	814	1,959	1,607	1,197	1,427	1,344	735
	人口数計	23,269																				
	収集日	火・金曜日																				
不燃ごみ	2トP	700	725	1,138	845	596	1,500	743	1,134	777	843	770	1,224	1,448	1,743	814	1,959	1,607	1,197	1,427	1,344	735
	人口数計	23,269																				
	収集日	B水曜日																				

ごみ種	対象地域 収集車両	箕輪	箕輪	箕輪	走井	走井	走井	勝部	勝部	勝部	原田中	原田中	原田南	原田南	原田西町	南空港町	利倉	利倉	利倉	利倉西	利倉西	合 計
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	1	2	0	0	1	2	3	1	2	
可燃ごみ	2トP	1,194	930	183	886	169	86	311	177	113	245	2	39	116	0	0	471	456	340	969	2,552	32,508
	人口数計	9,239																				
	収集日	火・金曜日																				
不燃ごみ	2トP	1,194	930	183	886	169	86	311	177	113	245	2	39	116	0	0	471	456	340	969	2,552	32,508
	人口数計	9,239																				
	収集日	B水曜日																				

総 合 計
61,882
61,882

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環	境
部								
設計書								
委託地名	豊中市 石橋麻田町、清風荘、待兼山町・柴原町、刀根山元町、刀根山、螢池北町、螢池中町、螢池西町、蛍池東町、末広町 立花町、岡町北、岡町南、山ノ上町、宝山町、曾根西町、原田元町、箕輪、走井、勝部、原田中、原田西町、原田南、利倉、利倉西、南空港町							
委託名	第4区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 設計人口数 ○ 可燃ごみ1式61,880 ○ 不燃ごみ1式61,880							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第4区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 C * 業務管理費率 %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 C + 業務管理費 D				E	
一般管理費		業務原価 E * 一般管理費率 %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 E + 一般管理費 F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 G * 消費税率 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 G + 消費税相当額 H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第4区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第4区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2 収集回数/週	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1回排出量 1,700 / 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 稼動回数/日 人/回 2トP業務費 /(2.38 * 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 収集日数/月 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	A

名称・費目・種別 第4区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (稼動回数/日 2.38 * 2,258) 人/回				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	B

明 細 書 第4区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 (参考) 2トnP 20.27	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第5区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 小曾根1丁目～5丁目
 - (2) 北条町1丁目～4丁目
 - (3) 城山町1丁目～4丁目
 - (4) 新千里南町1丁目～3丁目
 - (5) 服部本町1丁目～5丁目
 - (6) 服部元町1丁目～2丁目
 - (7) 浜1丁目～4丁目
 - (8) 東豊中町1丁目～6丁目
 - (9) 若竹町1丁目～2丁目
- 2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。
- 3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
エスリードエサカグランアリーナ	小曾根 5－1	131
デ・リード緑地公園	北条町 1－2－45	102
ローレルコート豊中服部緑地	城山町 3－4－45	191
OPH服部緑地	城山町 3－4－10	187
リバーガーデン千里中央あかり絵のみち	新千里南町 1－1－1	365
OPH新千里南町 2 号棟	新千里南町 1－1－3	151
OPH新千里南町 1 号棟	新千里南町 1－1－54	217
シンフォニア新千里南町ガーデンズ	新千里南町 2－9－1	194
ジオ千里桃山台	新千里南町 3－3	571
シティテラス桃山台	新千里南町 3－6－1	277
エスリード千里桃山台	新千里南町 3－8－12	107
府公社 豊中A団地・豊中B団地 府営 服部本町住宅 3 号棟	服部本町 5－2	426
UR都市機構 シャレール東豊中	東豊中町 6	729
ザ・レジデンス豊中	東豊中町 6－6－10	234
東豊中クラスヒルズ	東豊中町 6－13－1	462

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
桃山台マンション	新千里南町 2－2－8	100
府公社千里南町A団地 A－3 棟	新千里南町 3－6－2	132
桃山台グランドマンション	新千里南町 3－7	257

(委託車両の表示)

第 6 条 共通仕様書第 11 条第 1 項第 4 号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共 9 c m 以上とする。

なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第 7 条 第 2 条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第 14 条第 1 項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第5区 ごみ収集日程表

4月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
				1 可燃1	2 可燃2	3			
A	4	A	5 可燃1	D	6 可燃2	A	7 不燃A	B	10
B	11	B	12 可燃1	A	13 可燃2	B	14 不燃A	C	17
C	18	C	19 可燃1	B	20 可燃2	C	21 不燃C	D	24
D	25	D	26 可燃1	C	27 可燃2	D	28		

10月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
					1 可燃2	2			
C	3	C	4 可燃1	B	5 可燃2	C	6 不燃C	D	9
D	10	D	11 可燃1	C	12 可燃2	D	13	A	16
A	17	A	18 可燃1	D	19 可燃2	A	20 不燃A	B	23
B	24	B	25 可燃1	A	26 可燃2	B	27	C	

収集地区凡例

可燃1 収集地区
新千里南町・東豊中町

5月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
A	2	A	3 可燃1	D	4 可燃2	A	5 不燃A	B	1
A	2	B	10 可燃1	A	11 可燃2	B	12	C	15
C	16	C	17 可燃1	B	18 可燃2	C	19 不燃C	D	22
D	23	D	24 可燃1	C	25 可燃2	D	26	A	29
A	30	A	31 可燃1						

11月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
D	7	C	1 可燃1	B	2 可燃2	C	3 不燃C	D	6
D	7	D	8 可燃1	C	9 可燃2	D	10	A	13
A	14	A	15 可燃1	D	16 可燃2	A	17 不燃A	B	20
B	21	B	22 可燃1	A	23 可燃2	B	24	C	27
C	28	C	29 可燃1	B	30 可燃2				

可燃2 収集地区
城山町・服部本町・服部元町・若竹町・北条町・小曽根・浜

6月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
			1 可燃2	A	2 不燃A	3			
B	6	B	7 可燃1	A	8 可燃2	B	9	C	12
C	13	C	14 可燃1	B	15 可燃2	C	16 不燃C	D	19
D	20	D	21 可燃1	C	22 可燃2	D	23	A	26
A	27	A	28 可燃1	D	29 可燃2	A	30 不燃A		

12月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
			1 不燃C	C	2 可燃1	3			
D	5	D	6 可燃1	C	7 可燃2	D	8	A	11
A	12	A	13 可燃1	D	14 可燃2	A	15 不燃A	B	18
B	19	B	20 可燃1	A	21 可燃2	B	22	C	25
C	26	C	27 可燃1	B	28 可燃2		29 可燃1		

不燃A 収集地区
城山町・服部本町・服部元町・若竹町・北条町・小曽根・浜

7月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
				1 可燃1	2 可燃2	3			
B	4	B	5 可燃1	A	6 可燃2	B	7	C	10
C	11	C	12 可燃1	B	13 可燃2	C	14 不燃C	D	17
D	18	D	19 可燃1	C	20 可燃2	D	21	A	24
A	25	A	26 可燃1	D	27 可燃2	A	28 不燃A	B	31

1月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
		3	C	4 可燃2	C	5 不燃C	C	6 可燃1	7
X	2	D	10 可燃1	D	11 可燃2	D	12	D	13 可燃1
A	16	A	17 可燃1	A	18 可燃2	A	19 不燃A	A	20 可燃1
B	23	B	24 可燃1	B	25 可燃2	B	26	B	27 可燃1
C	30	C	31 可燃1						

不燃B 収集地区

8月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
B	1	B	2 可燃1	A	3 可燃2	B	4	C	7
C	8	C	9 可燃1	B	10 可燃2	C	11 不燃C	D	14
D	15	D	16 可燃1	C	17 可燃2	D	18	A	21
A	22	A	23 可燃1	D	24 可燃2	A	25 不燃A	B	28
B	29	B	30 可燃1	A	31 可燃2				

2月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
			1 可燃2	C	2 不燃C	C	3 可燃1	C	4 可燃2
D	6	D	7 可燃1	D	8 可燃2	D	9	D	10 可燃1
A	13	A	14 可燃1	A	15 可燃2	A	16 不燃A	A	17 可燃1
B	20	B	21 可燃1	B	22 可燃2	B	23	B	24 可燃1
C	27	C	28 可燃1	C	29 可燃2				

不燃C 収集地区
新千里南町・東豊中町

9月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
			1	B	2 可燃2	C	3	D	4
C	5	C	6 可燃1	B	7 可燃2	C	8 不燃C	D	11
D	12	D	13 可燃1	C	14 可燃2	D	15	A	18
A	19	A	20 可燃1	D	21 可燃2	A	22 不燃A	B	25
B	26	B	27 可燃1	A	28 可燃2	B	29		

3月									
日	月	火	水	木	金	土			
週	週	週	週	週	週	週			
			1 不燃C	C	2 可燃1	C	3 可燃2	D	4
D	5	D	6 可燃1	D	7 可燃2	D	8	A	11
A	12	A	13 可燃1	A	14 可燃2	A	15 不燃A	B	18
B	19	B	20 可燃1	B	21 可燃2	B	22	C	25
C	26	C	27 可燃1	C	28 可燃2	C	29 不燃C		

不燃D 収集地区

設計計算書

■ 委託名：第5区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市新千里南町・東豊中町・城山町・服部本町・服部元町・若竹町・北条町・小曾根・浜
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：55,350 人
 - ・計画使用車両：4トプレス車(2台)……非専用車両とする
2トプレス車(7台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		55,350	55,350
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		137,583	17,203
計画積載量 (kg)	4tP	2,200	1,100
	2tP	1,700	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- ① 直接業務費 …(一式)【内訳－1】
- ② 業務管理費(直接業務費の○%) …(一式)
- ③ 業務原価(①+②) …(一式)
- ④ 一般管理費(業務原価の○%) …(一式)
- ⑤ 業務委託単価(③+④) …(一式)

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第5区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	新千里南町	新千里南町	新千里南町	東豊中町	東豊中町	東豊中町	東豊中町	東豊中町	東豊中町	合 計
		1	2	3	1	2	3	4	5	6	
可燃ごみ	4㍒P	2,182	2,225	2,645	0	0	0	0	0	0	7,052
	人口数計	7,052									
	収集日	月・木曜日									
可燃ごみ	2㍒P	0	1,422	1,995	1,862	1,776	1,338	1,416	4,702	5,908	20,419
	人口数計	20,419									
	収集日	月・木曜日									
不燃ごみ	4㍒P	2,182	2,225	2,645	0	0	0	0	0	0	7,052
	人口数計	7,052									
	収集日	C水曜日									
不燃ごみ	2㍒P	0	1,422	1,995	1,862	1,776	1,338	1,416	4,702	5,908	20,419
	人口数計	20,419									
	収集日	C水曜日									

ごみ種	対象地域 収集車両	城山町	城山町	城山町	城山町	服部本町	服部本町	服部本町	服部本町	服部本町	服部元町	服部元町	若竹町	若竹町	北条町	北条町	北条町	北条町	小曽根	小曽根	小曽根	小曽根	小曽根	小曽根	浜	浜	浜	浜	合 計	総 合 計	
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4				
可燃ごみ	4㍓P	0	0	1,428	262	0	0	361	302	1,503	0	0	0	0	264	73	0	1,564	0	0	241	209	0	309	117	122	0	6,755	13,807		
	人口数計	6,755																													
	収集日	火・金曜日																													
可燃ごみ	2㍓P	1,699	230	0	0	652	571	588	178	0	325	1,015	1,734	1,235	1,935	1,144	1,136	0	1,688	1,256	721	1,097	839	2,068	414	553	48	21,126	41,545		
	人口数計	21,126																													
	収集日	火・金曜日																													
不燃ごみ	4㍓P	0	0	1,428	262	0	0	361	302	1,503	0	0	0	0	264	73	0	1,564	0	0	241	209	0	309	117	122	0	6,755	13,807		
	人口数計	6,755																													
	収集日	A水曜日																													
不燃ごみ	2㍓P	1,699	230	0	0	652	571	588	178	0	325	1,015	1,734	1,235	1,935	1,144	1,136	0	1,688	1,256	721	1,097	839	2,068	414	553	48	21,126	41,545		
	人口数計	21,126																													
	収集日	A水曜日																													

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 新千里南町、東豊中町、城山町、服部本町、服部元町、若竹町、北条町、小曽根、浜							
委託名	第5区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ 可燃ごみ1式55,350 ○ 不燃ごみ1式55,350 設計人口数							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第5区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 C * 業務管理費率 %	1.00	式		D	業務管理費率・一般 管理費率は、建設大 臣官房官庁営繕部監 修の建築保全業務積 算基準による
業務原価		直接業務費 C + 業務管理費 D				E	
一般管理費		業務原価 E * 一般管理費率 %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 E + 一般管理費 F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 G * 消費税率 0.08				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 G + 消費税相当額 H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第5区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(4トンP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	4トンP 1台1日あたり直接業務費					4トンP業務費	
2:直接業務費(2トンP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トンP 1台1日あたり直接業務費					2トンP業務費	

名称・費目・種別 第5区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 2,200 / 1.24282	1,770	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (2.46 * 1,770)				可燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回4P * 8.6				可燃1人4P	
可燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,700 / 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (2.42 * 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	
可燃ごみ 2tR + 2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (可燃1人4tP*13807+ 可燃1人2tP*41545) / 55,352				可燃ごみ 収集単価	A
	収集割合	4tP 13,807 + 2tP 41,545 = 設計人口数 55,352					

名称・費目・種別 第5区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(4tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,100 / 1回排出量 0.30996	3,549	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 4tP業務費 / (稼動回数/日 2.46 * 人/回 3,549)				不燃1回4P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回4P * 収集日数/月 1.086				不燃1人4P	
不燃ごみ(2tP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2tP業務費 / (稼動回数/日 2.42 * 人/回 2,258)				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	
不燃ごみ 4tP+2tP		(4tP * 同人口数 + 2tP * 同人口数) / 設計人口数 (不燃1人4tP*13807+不燃1人2tP*41545) / 55,352				不燃ごみ 収集単価	B
	収集割合	4tP 13,807 + 2tP 41,545 = 設計人口数 55,352					

明 細 書 第5区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 4トP 2トP (参考) 33.06 31.94	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第5区 ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画

週	車種	月 午前	火 午前	C水 午前	D水 午前	木 午前	金 午前
1 週目	4♂P	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○○	A ●●	C3・C4, D3~D5 ●●	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○
	4♂P	A ○○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○○	A ●●	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ●●	A ○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○
	2♂P	A2・A3, B ○○	C1・C2, D1・D2 ○○○	A2・A3, B ●●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●●	A2・A3, B ○○○	C1・C2, D1・D2 ○○○
	2♂P	A2・A3, B ○○○	D3~D5, E, G3 ○○○	A2・A3, B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	A2・A3, B ○○	D3~D5, E, G3 ○○
	2♂P	B ○○○	F ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	F ○○
	2♂P	B ○○○	G1・G2 ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	G1・G2 ○○
	2♂P	B ○○○	H1・H2 ○○○	B ●●	H1・H2 ●●	B ○○	H1・H2 ○○
	2♂P	B ○○○	H3~H5 ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	H3~H5 ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
2 週目	4♂P	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○○	A ●●	C3・C4, D3~D5 ●●	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○
	4♂P	A ○○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○○	A ●●	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ●●	A ○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○
	2♂P	A2・A3, B ○○	C1・C2, D1・D2 ○○○	A2・A3, B ●●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●●	A2・A3, B ○○○	C1・C2, D1・D2 ○○○
	2♂P	A2・A3, B ○○○	D3~D5, E, G3 ○○○	A2・A3, B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	A2・A3, B ○○	D3~D5, E, G3 ○○
	2♂P	B ○○○	F ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	F ○○
	2♂P	B ○○○	G1・G2 ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	G1・G2 ○○
	2♂P	B ○○○	H1・H2 ○○○	B ●●	H1・H2 ●●	B ○○	H1・H2 ○○
	2♂P	B ○○○	H3~H5 ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	H3~H5 ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
3 週目	4♂P	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○○	A ●●	C3・C4, D3~D5 ●●	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○
	4♂P	A ○○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○○	A ●●	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ●●	A ○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○
	2♂P	A2・A3, B ○○	C1・C2, D1・D2 ○○○	A2・A3, B ●●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●●	A2・A3, B ○○○	C1・C2, D1・D2 ○○○
	2♂P	A2・A3, B ○○○	D3~D5, E, G3 ○○○	A2・A3, B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	A2・A3, B ○○	D3~D5, E, G3 ○○
	2♂P	B ○○○	F ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	F ○○
	2♂P	B ○○○	G1・G2 ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	G1・G2 ○○
	2♂P	B ○○○	H1・H2 ○○○	B ●●	H1・H2 ●●	B ○○	H1・H2 ○○
	2♂P	B ○○○	H3~H5 ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	H3~H5 ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
4 週目	4♂P	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○○	A ●●	C3・C4, D3~D5 ●●	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○
	4♂P	A ○○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○○	A ●●	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ●●	A ○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○
	2♂P	A2・A3, B ○○	C1・C2, D1・D2 ○○○	A2・A3, B ●●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●●	A2・A3, B ○○○	C1・C2, D1・D2 ○○○
	2♂P	A2・A3, B ○○○	D3~D5, E, G3 ○○○	A2・A3, B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	A2・A3, B ○○	D3~D5, E, G3 ○○
	2♂P	B ○○○	F ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	F ○○
	2♂P	B ○○○	G1・G2 ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	G1・G2 ○○
	2♂P	B ○○○	H1・H2 ○○○	B ●●	H1・H2 ●●	B ○○	H1・H2 ○○
	2♂P	B ○○○	H3~H5 ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	H3~H5 ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
5 週目	4♂P	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○○	A ●●	C3・C4, D3~D5 ●●	A ○○○	C3・C4, D3~D5 ○○
	4♂P	A ○○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○○	A ●●	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ●●	A ○○	G1・G2・G4, H3・H4, I1~I3 ○○
	2♂P	A2・A3, B ○○	C1・C2, D1・D2 ○○○	A2・A3, B ●●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●●	A2・A3, B ○○○	C1・C2, D1・D2 ○○○
	2♂P	A2・A3, B ○○○	D3~D5, E, G3 ○○○	A2・A3, B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	A2・A3, B ○○	D3~D5, E, G3 ○○
	2♂P	B ○○○	F ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	F ○○
	2♂P	B ○○○	G1・G2 ○○○	B ●●	C1・C2, D1~D4, E, F, G1~G3 ●●	B ○○	G1・G2 ○○
	2♂P	B ○○○	H1・H2 ○○○	B ●●	H1・H2 ●●	B ○○	H1・H2 ○○
	2♂P	B ○○○	H3~H5 ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	H3~H5 ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
	2♂P	B ○○○	I ○○○	B ●●	H3~H5, I ●●	B ○○	I ○○
備考	新千里南町1	A-1	城山町4	C-4	北条町3	G-3	
	新千里南町2	A-2	服部本町1	D-1	北条町4	G-4	
	新千里南町3	A-3	服部本町2	D-2	小曽根1	H-1	
	東豊中町1	B-1	服部本町3	D-3	小曽根2	H-2	
	東豊中町2	B-2	服部本町4	D-4	小曽根3	H-3	
	東豊中町3	B-3	服部本町5	D-5	小曽根4	H-4	
	東豊中町4	B-4	服部元町1	E-1	小曽根5	H-5	
	東豊中町5	B-5	服部元町2	E-2	浜1	I-1	
	東豊中町6	B-6	若竹町1	F-1	浜2	I-2	
	城山町1	C-1	若竹町2	F-2	浜3	I-3	
	城山町2	C-2	北条町1	G-1	浜4	I-4	
	城山町3	C-3	北条町2	G-2			
			○可燃ごみ ●不燃ごみ				

第6区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 稲津町1丁目～3丁目
 - (2) 上野西1丁目～4丁目
 - (3) 永楽荘1丁目～4丁目
 - (4) 神州町
 - (5) 桜の町1丁目～7丁目
 - (6) 三和町1丁目～4丁目
 - (7) 野田町
 - (8) 豊南町西1丁目～5丁目
 - (9) 豊南町東1丁目～4丁目
 - (10) 豊南町南1丁目～6丁目
 - (11) 穂積1丁目～2丁目
 - (12) 三国1丁目～2丁目
 - (13) 宮山町1丁目～4丁目
- 2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。
- 3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

- 2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に

従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
ロイヤルコート豊中	三和町2-1	465
ローレルスクエア豊中アウレリア	三和町2-2-36	115
リリブ豊中野田	野田町16-1	117
市営 野田第2住宅	野田町17-1	111
メロディーハイム豊中エスプライム	豊南町東4-1-7	116
市営 三国住宅	三国2-1-1	280

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
—	—	—

(委託車両の表示)

第6条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9 c m以上とする。
なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第7条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第6区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	4	A	5	D	6	A	7	D	8
B	11	B	12	A	13	B	14	C	15
C	18	C	19	B	20	C	21	D	22
D	25	D	26	C	27	D	28		

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	3	C	4	B	5	C	6	C	7
D	10	D	11	C	12	D	13	D	14
A	17	A	18	D	19	A	20	A	21
B	24	B	25	A	26	B	27	B	28

可燃1	
収集地区	
永楽荘・宮山町・桜の町・上野西	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3	D	4	A	5	A	6
A	9	A	10	B	11	B	12	B	13
C	16	C	17	C	18	C	19	C	20
D	23	D	24	D	25	D	26	D	27
A	30	A	31						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	D	8	C	9	D	10	D	11
A	14	A	15	D	16	A	17	A	18
B	21	B	22	A	23	B	24	B	25
C	28	C	29	B	30				

可燃2	
収集地区	
穂積・野田町・稲津町・豊南町 西・豊南町東・豊南町南・三国・ 神州町・三和町	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	6	B	7	A	8	B	9	C	10
C	13	C	14	B	15	C	16	D	17
D	20	D	21	C	22	D	23	A	24
A	27	A	28	D	29	A	30		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	D	9
A	12	A	13	D	14	A	15	A	16
B	19	B	20	A	21	B	22	B	23
C	26	C	27	B	28		29		31

不燃A	
収集地区	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	4	B	5	A	6	B	7	C	8
C	11	C	12	B	13	C	14	D	15
D	18	D	19	C	20	D	21	A	22
A	25	A	26	D	27	A	28	B	29

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
X	2	X	3	C	4	D	5	D	6
A	9	A	10	D	11	A	12	A	13
B	16	B	17	C	18	B	19	B	20
C	23	C	24	D	25		26		27

不燃B	
収集地区	
穂積・野田町・稲津町・豊南町 西・豊南町東・豊南町南・三国・ 神州町・三和町	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2	A	3	B	4	C	5
C	8	C	9	B	10	C	11	D	12
D	15	D	16	C	17	D	18	A	19
A	22	A	23	D	24	A	25	B	26

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	6	D	7	C	8	D	9	D	10
A	13	A	14	D	15	A	16	A	17
B	20	B	21	B	22	B	23	B	24
C	27	C	28		29				

不燃C	
収集地区	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	5	C	6	B	7	C	8	D	9
D	12	D	13	C	14	D	15	A	16
A	19	A	20	D	21	A	22	B	23
B	26	B	27	A	28	B	29		

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	D	9
A	12	A	13	D	14	A	15	A	16
B	19	B	20	B	21	B	22	B	23
C	26	C	27	C	28		29		31

不燃D	
収集地区	
永楽荘・宮山町・桜の町・上野西	

設 計 計 算 書

■ 委託名：第6区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市永楽荘・宮山町・桜の町・上野西・穂積・野田町・稲津町・豊南町西・豊南町東・豊南町南・三国・神州町・三和町
- 委 託 期 限：令和14年3月31日
- 所 要 日 数：1,293日

■ 設計大要

- 委 託 期 間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：44,240 人
 - ・計画使用車両：2トプレス車(8台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目	ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数			44,240	44,240
収集回数			週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)			0.3551	0.0111
計画排出量(kg)			109,967	13,750
計画積載量 (kg)	4tP		—	—
	2tP		1,700	700
	2tD		—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第6区 収集計画対象人口数

ごみ種別	対象地域 収集車両	永楽荘	永楽荘	永楽荘	永楽荘	宮山町	宮山町	宮山町	宮山町	桜の町	桜の町	桜の町	桜の町	桜の町	桜の町	桜の町	上野西	上野西	上野西	上野西	合 計
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	
可燃ごみ	2℃P	1,631	1,398	1,217	1,208	970	1,826	1,361	1,704	730	426	1,028	462	691	1,907	771	1,301	2,178	2,942	1,519	25,270
	人口数計	25,270																			
	収集日	月・木曜日																			
不燃ごみ	2℃P	1,631	1,398	1,217	1,208	970	1,826	1,361	1,704	730	426	1,028	462	691	1,907	771	1,301	2,178	2,942	1,519	25,270
	人口数計	25,270																			
	収集日	D水曜日																			

ごみ種	対象地域 収集車両	穂積	穂積	野田町	稲津町	稲津町	稲津町	豊南町西	豊南町西	豊南町西	豊南町西	豊南町西	豊南町東	豊南町東	豊南町東	豊南町東	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	豊南町南	
-----	--------------	----	----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 永楽荘、宮山町、桜の町、上野西、穂積、野田町、稲津町、豊南町西、豊南町東、豊南町南、三国、神州町、三和町							
委託名	第6区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 設計人口数 ○ 可燃ごみ 1式 44,240 ○ 不燃ごみ 1式 44,240							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第6区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 業務管理費率 C * %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 業務管理費 C + D				E	
一般管理費		業務原価 一般管理費率 E * %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 一般管理費 E + F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 消費税率 G * 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 消費税相当額 G + H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第6区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第6区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2 収集回数/週	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,700 / 1.24282 1回排出量	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 /(2.45 * 1,368) 稼動回数/日 人/回				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 8.6 収集日数/月				可燃1人2P	A

名称・費目・種別 第6区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.0111 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (稼動回数/日 2.45 * 2,258) 人/回				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	B

明 細 書 第6区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 (参考) 2トnP 34.59	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第6区 ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画

週	車種	月 午前	火 午前	B水 午前	D水 午前	木 午前	金 午前
1 週目	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
2 週目	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
3 週目	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
4 週目	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
5 週目	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
	2トP	A~D ○○○	E~M ○○○	E~M ●●	A~D ●●	A~D ○○	E~M ○○
備考	永楽荘	A	桜の町6	C-6	豊南町東	I	
	宮山町	B	桜の町7	C-7	豊南町南	J	
	桜の町1	C-1	上野西	D	三国	K	
	桜の町2	C-2	穂積	E	神州町	L	
	桜の町3	C-3	野田町	F	三和町	M	
	桜の町4	C-4	稲津町	G			
	桜の町5	C-5	豊南町西	H			
			○可燃ごみ ●不燃ごみ				

第7区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 赤阪1丁目
 - (2) 今在家町
 - (3) 上野坂1丁目～2丁目
 - (4) 上野東1丁目～3丁目
 - (5) 熊野町1丁目～4丁目
 - (6) 栗ヶ丘町
 - (7) 上津島1丁目～3丁目
 - (8) 服部寿町1丁目～5丁目
 - (9) 服部西町1丁目～5丁目
 - (10) 服部南町1丁目～5丁目
 - (11) 服部豊町1丁目～2丁目
- 2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。
- 3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

- 2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施設名	住 所	世 帯 数
フォレストパーク豊中上野坂	上野坂2-16-15	131
UR都市機構 シティコート服部	服部寿町1-9-11	299
アウレリア服部豊町	服部豊町2-15-3	133

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施設名	住 所	世 帯 数
—	—	—

(委託車両の表示)

第6条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9cm以上とする。
なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第7条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第7区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	4	A	5	D	6	A	7	D	8
B	11	B	12	A	13	B	14	C	15
C	18	C	19	B	20	C	21	D	22
D	25	D	26	C	27	D	28		29

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	3	C	4	B	5	C	6	D	7
D	10	D	11	C	12	D	13	A	14
A	17	A	18	D	19	A	20	B	21
B	24	B	25	A	26	B	27	C	28

可燃1	
収集地区	
上野坂・上野東・熊野町・赤阪1・栗ヶ丘町	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3	D	4	A	5	D	6
A	9	B	10	A	11	B	12	C	13
C	16	C	17	B	18	C	19	D	20
D	23	D	24	C	25	D	26	A	27
A	30	A	31						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	C	8	B	9	D	10	A	11
D	14	A	15	D	16	A	17	B	18
B	21	B	22	A	23	B	24	C	25
C	28	C	29	B	30				

可燃2	
収集地区	
服部豊町・服部西町・服部寿町・服部南町・上津島・今在家町	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	6	B	7	A	8	B	9	C	10
C	13	C	14	B	15	C	16	D	17
D	20	D	21	C	22	D	23	A	24
A	27	A	28	D	29	A	30		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	A	9
A	12	A	13	D	14	A	15	B	16
B	19	B	20	A	21	B	22	C	23
C	26	C	27	B	28		29		30

不燃A	
収集地区	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	4	B	5	A	6	B	7	C	8
C	11	C	12	B	13	C	14	D	15
D	18	D	19	C	20	D	21	A	22
A	25	A	26	D	27	A	28		29

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
X	2	D	3	C	4	D	5	A	6
A	9	A	10	D	11	A	12	B	13
B	16	B	17	A	18	B	19	C	20
C	23	C	24	B	25	C	26		27

不燃B	
収集地区	
上野坂・上野東・熊野町・赤阪1・栗ヶ丘町	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2	A	3	B	4	C	5
C	8	C	9	B	10	C	11	D	12
D	15	D	16	C	17	D	18	A	19
A	22	A	23	D	24	A	25		26

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	6	D	7	C	8	D	9	A	10
A	13	A	14	D	15	A	16	B	17
B	20	B	21	A	22	B	23	C	24
C	27	C	28	B	29				

不燃C	
収集地区	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	5	C	6	B	7	C	8	D	9
D	12	D	13	A	14	D	15	A	16
A	19	A	20	D	21	A	22	B	23
B	26	B	27	C	28	B	29		30

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	A	9
A	12	A	13	D	14	A	15	B	16
B	19	B	20	A	21	B	22	C	23
C	26	C	27	B	28	C	29		30

不燃D	
収集地区	
服部豊町・服部西町・服部寿町・服部南町・上津島・今在家町	

設計計算書

■ 委託名：第7区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市上野坂・上野東・熊野町・赤阪1丁目・栗ヶ丘町・服部豊町・服部西町・服部寿町・服部南町・上津島・今在家町
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：36,090人
 - ・計画使用車両：2トプレス車(6台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目	ごみ種	可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		36,090	36,090
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		89,709	11,217
計画積載量 (kg)	4tP	—	—
	2tP	1,700	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- ① 直接業務費 …(一式)【内訳－1】
- ② 業務管理費(直接業務費の○%) …(一式)
- ③ 業務原価(①+②) …(一式)
- ④ 一般管理費(業務原価の○%) …(一式)
- ⑤ 業務委託単価(③+④) …(一式)

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第7区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	上野坂	上野坂	上野東	上野東	上野東	熊野町	熊野町	熊野町	熊野町	赤阪	栗ヶ丘	合 計
		1	2	1	2	3	1	2	3	4	1		
可燃ごみ	2トP	875	1,444	3,339	2,635	1,921	1,465	868	1,594	2,236	655	1,487	18,519
	人口数計	18,519											
	収集日	月・木曜日											
不燃ごみ	2トP	875	1,444	3,339	2,635	1,921	1,465	868	1,594	2,236	655	1,487	18,519
	人口数計	18,519											
	収集日	B水曜日											

ごみ種	対象地域 収集車両	服部豊町	服部豊町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西町	服部西
-----	--------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 上野坂、上野東、熊野町、赤阪1丁目、栗ヶ丘町、服部豊町、服部西町、服部寿町、服部南町、上津島、今在家町							
委託名	第7区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ 可燃ごみ ○ 不燃ごみ 設計人口数 1式 36,090 1式 36,090							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第7区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 業務管理費率 C * %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 業務管理費 C + D				E	
一般管理費		業務原価 一般管理費率 E * %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 一般管理費 E + F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 消費税率 G * 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 消費税相当額 G + H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第7区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第7区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2 収集回数/週	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1回排出量 1,700 / 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 稼動回数/日 人/回 2トP業務費 /(2.46 * 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 収集日数/月 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	A

名称・費目・種別 第7区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 750 / 1回排出量 0.30996	2,420	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (稼動回数/日 2.46 * 2,420) 人/回				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	B

明 細 書 第7区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 (参考) 2トnP 26.37	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

[illegible]

備考	上野坂	A	栗ヶ丘	E	服部南町	I
	上野東	B	服部豊町	F	上津島	J
	熊野町	C	服部西町	G	今在家町	K
	赤阪1	D	服部寿町	H		
	○可燃ごみ ●不燃ごみ					

第8区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 大島町1丁目～3丁目
- (2) 春日町1丁目～5丁目
- (3) 島江町1丁目～2丁目
- (4) 庄本町1丁目～4丁目
- (5) 二葉町1丁目～3丁目
- (6) 向丘1丁目～3丁目

2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。

3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

- (1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
市営 二葉町第二住宅	二葉町 1－14－20	55
市営 向丘住宅	向丘 3－9－8	117

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
府公社 豊中野畑住宅	春日町 5－1－2～4	212

(委託車両の表示)

第 6 条 共通仕様書第 11 条第 1 項第 4 号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共 9 c m 以上とする。
 なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第 7 条 第 2 条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第 14 条第 1 項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第8区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
A	4	A	5 可燃1	D	6 可燃2	A	7 不燃A	D	8 可燃1
B	11	B	12 可燃1	A	13 可燃2	B	14	B	15 可燃1
C	18	C	19 可燃1	B	20 可燃2	C	21 不燃C	C	22 可燃1
D	25	D	26 可燃1	C	27 可燃2	D	28	D	29 可燃1

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
C	3	C	4 可燃1	B	5 可燃2	C	6 不燃C	C	7 可燃1
D	10	D	11 可燃1	C	12 可燃2	D	13	D	14 可燃1
A	17	A	18 可燃1	D	19 可燃2	A	20 不燃A	A	21 可燃1
B	24	B	25 可燃1	A	26 可燃2	B	27	B	28 可燃1

可燃1	
収集地区	
春日町・向丘	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3 可燃1	D	4 可燃2	A	5 不燃A	A	6 可燃1
A	9	B	10 可燃1	A	11 可燃2	B	12	B	13 可燃1
C	16	C	17 可燃1	B	18 可燃2	C	19 不燃C	C	20 可燃1
D	23	D	24 可燃1	C	25 可燃2	D	26	D	27 可燃1
A	30	A	31 可燃1						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	C	8 可燃1	B	9 可燃2	C	10 不燃C	C	11 可燃1
D	14	D	15 可燃1	C	16 可燃2	D	17	D	18 可燃1
A	21	A	22 可燃1	B	23 可燃2	A	24 不燃A	A	25 可燃1
C	28	C	29 可燃1	B	30 可燃2				

可燃2	
収集地区	
島江町・二葉町・大島町・庄本町	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
B	6	B	7 可燃1	A	8 可燃2	B	9	B	10 可燃1
C	13	C	14 可燃1	B	15 可燃2	C	16 不燃C	C	17 可燃1
D	20	D	21 可燃1	C	22 可燃2	D	23	D	24 可燃1
A	27	A	28 可燃1	D	29 可燃2	A	30 不燃A		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 不燃C
D	5	D	6 可燃1	C	7 可燃2	D	8	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	D	14 可燃2	A	15 不燃A	A	16 可燃1
B	19	B	20 可燃1	A	21 可燃2	B	22	B	23 可燃1
C	26	C	27 可燃1	B	28 可燃2		29 可燃1		30 可燃2

不燃A	
収集地区	
島江町・二葉町・大島町・庄本町	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
B	4	B	5 可燃1	A	6 可燃2	B	7	B	8 可燃1
C	11	C	12 可燃1	B	13 可燃2	C	14 不燃C	C	15 可燃1
D	18	D	19 可燃1	C	20 可燃2	D	21	D	22 可燃1
A	25	A	26 可燃1	D	27 可燃2	A	28 不燃A	A	29 可燃1

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
			3 不燃C						6 可燃1
X	2	D	10 可燃1	D	11 可燃2	D	12	D	13 可燃1
A	16	A	17 可燃1	A	18 可燃2	A	19 不燃A	A	20 可燃1
B	23	B	24 可燃1	B	25 可燃2	B	26	B	27 可燃1
C	30	C	31 可燃1						

不燃B	
収集地区	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2 可燃1	A	3 可燃2	B	4	B	5 可燃1
C	8	C	9 可燃1	B	10 可燃2	C	11 不燃C	C	12 可燃1
D	15	D	16 可燃1	C	17 可燃2	D	18	D	19 可燃1
A	22	A	23 可燃1	D	24 可燃2	A	25 不燃A	A	26 可燃1
B	29	B	30 可燃1	A	31 可燃2				

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									3 可燃1
D	6	D	7 可燃1	D	8 可燃2	D	9	D	10 可燃1
A	13	A	14 可燃1	A	15 可燃2	A	16 不燃A	A	17 可燃1
B	20	B	21 可燃1	B	22 可燃2	B	23	B	24 可燃1
C	27	C	28 可燃1	C	29 可燃2				

不燃C	
収集地区	
春日町・向丘	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									2 可燃2
C	5	C	6 可燃1	B	7 可燃2	C	8 不燃C	C	9 可燃1
D	12	D	13 可燃1	C	14 可燃2	D	15	D	16 可燃1
A	19	A	20 可燃1	D	21 可燃2	A	22 不燃A	A	23 可燃1
B	26	B	27 可燃1	A	28 可燃2	B	29	B	30 可燃1

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									2 可燃1
D	5	D	6 可燃1	D	7 可燃2	D	8 不燃C	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	A	14 可燃2	A	15 不燃A	A	16 可燃1
B	19	B	20 可燃1	B	21 可燃2	B	22	B	23 可燃1
C	26	C	27 可燃1	C	28 可燃2	C	29 不燃C	C	30 可燃1

不燃D	
収集地区	

設計計算書

■ 委託名：第8区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市春日町・向丘・島江町・二葉町・大島町・庄本町
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：17,490 人
 - ・計画使用車両：2トンプレス車(3台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		17,490	17,490
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		43,475	5,436
計画積載量 (kg)	4tP	—	—
	2tP	1,700	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第8区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	春日町	春日町	春日町	春日町	春日町	向丘	向丘	向丘	島江町	島江町	二葉町	二葉町	二葉町	大島町	大島町	大島町	庄本町	庄本町	庄本町	庄本町	合 計	
		1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4		
可燃ごみ	2トP	729	1,129	1,521	975	2,057	1,046	717	1,031	1,410	1,039	1,217	355	0	1,302	867	363	482	496	567	189	17,492	
	人口数計	9,205									8,287												
	収集日	月・木曜日									火・金曜日												
不燃ごみ	2トP	729	1,129	1,521	975	2,057	1,046	717	1,031	1,410	1,039	1,217	355	0	1,302	867	363	482	496	567	189	17,492	
	人口数計	9,205									8,287												
	収集日	C水曜日									A水曜日												

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 春日町、向丘、島江町、二葉町、大島町、庄本町							
委託名	第8区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 設計人口数 ○ 可燃ごみ1式17,490 ○ 不燃ごみ1式17,490							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第8区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 C * 業務管理費率 %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 C + 業務管理費 D				E	
一般管理費		業務原価 E * 一般管理費率 %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 E + 一般管理費 F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 G * 消費税率 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 G + 消費税相当額 H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第8区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第8区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(2トンプ)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 日数 7 / 収集回数/週 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,700 / 1回排出量 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トンプ業務費 / (稼動回数/日 2.44 * 人/回 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 収集日数/月 8.6				可燃1人2P	A

名称・費目・種別 第8区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (稼動回数/日 2.44 * 2,258) 人/回				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	B

明 細 書 第8区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 (参考) 2トnP 36.08	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第8区 ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画

週	車種	月	火	A水	C水	木	金
		午前	午前	午前	午前	午前	午前
1 週目	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F		A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇		●●	〇〇	〇〇
2 週目	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F		A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇		●●	〇〇	〇〇
3 週目	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F		A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇		●●	〇〇	〇〇
4 週目	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F		A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇		●●	〇〇	〇〇
5 週目	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F	C・D・E・F	A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C・D・E・F		A, B	A, B	C・D・E・F
		〇〇〇	〇〇〇		●●	〇〇	〇〇

備考	春日町	A	大島町	E		
	向丘	B	庄本町	F		
	島江町	C				
	二葉町	D				
	○可燃ごみ ●不燃ごみ					

第9区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 岡上の町1丁目～4丁目
 - (2) 北桜塚1丁目～4丁目
 - (3) 庄内幸町1丁目～5丁目
 - (4) 庄内栄町1丁目～5丁目
 - (5) 庄内宝町1丁目～3丁目
 - (6) 庄内西町1丁目～5丁目
 - (7) 庄内東町1丁目～6丁目
 - (8) 千里園1丁目～3丁目
 - (9) 日出町1丁目～2丁目
 - (10) 本町1丁目～9丁目
 - (11) 名神口1丁目～3丁目
- 2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。
- 3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。
- 4 第1項で定める委託区域のうち、委託者が指定する地区については、午前8時から収集を開始するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

- 2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に

従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第5条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

(1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
—	—	—

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
—	—	—

(委託車両の表示)

第6条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9cm以上とする。

なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第7条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第9区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
A	4	A	5 可燃1	D	6 可燃2	A	7 不燃A	D	8 可燃1
B	11	B	12 可燃1	A	13 可燃2	B	14 不燃B	B	15 可燃1
C	18	C	19 可燃1	B	20 可燃2	C	21	C	22 可燃1
D	25	D	26 可燃1	C	27 可燃2	D	28	D	29 可燃1

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
C	3	C	4 可燃1	B	5 可燃2	C	6	C	7 可燃1
D	10	D	11 可燃1	C	12 可燃2	D	13	D	14 可燃1
A	17	A	18 可燃1	D	19 可燃2	A	20 不燃A	A	21 可燃1
B	24	B	25 可燃1	A	26 可燃2	B	27 不燃B	B	28 可燃1

可燃1	
収集地区	
千里園・本町・北桜塚・岡上の町	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3 可燃1	D	4 可燃2	A	5 不燃A	A	6 可燃1
A	2	B	10 可燃1	A	11 可燃2	B	12 不燃B	B	13 可燃1
C	16	C	17 可燃1	B	18 可燃2	C	19	C	20 可燃1
D	23	D	24 可燃1	C	25 可燃2	D	26	D	27 可燃1
A	30	A	31 可燃1						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	C	1 可燃1	B	2 可燃2	C	3	C	4 可燃1
D	7	D	8 可燃1	C	9 可燃2	D	10	D	11 可燃1
A	14	A	15 可燃1	D	16 可燃2	A	17 不燃A	A	18 可燃1
B	21	B	22 可燃1	A	23	B	24 不燃B	B	25 可燃1
C	28	C	29 可燃1	B	30 可燃2				

可燃2	
収集地区	
日出町・庄内東町・庄内西町・庄内幸町・庄内栄町・庄内宝町・名神口	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
					1 可燃2	A	2 不燃A	A	3 可燃1
B	6	B	7 可燃1	A	8 可燃2	B	9 不燃B	B	10 可燃1
C	13	C	14 可燃1	B	15 可燃2	C	16	C	17 可燃1
D	20	D	21 可燃1	C	22 可燃2	D	23	D	24 可燃1
A	27	A	28 可燃1	D	29 可燃2	A	30 不燃A		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
							1	C	2 可燃1
D	5	D	6 可燃1	C	7 可燃2	D	8	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	D	14 可燃2	A	15 不燃A	A	16 可燃1
B	19	B	20 可燃1	A	21 可燃2	B	22 不燃B	B	23 可燃1
C	26	C	27 可燃1	B	28 可燃2		29 可燃1		30 可燃2

不燃A	
収集地区	
千里園・本町・北桜塚・岡上の町	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
B	4	B	5 可燃1	A	6 可燃2	B	7 不燃B	B	8 可燃1
C	11	C	12 可燃1	B	13 可燃2	C	14	C	15 可燃1
D	18	D	19 可燃1	C	20 可燃2	D	21	D	22 可燃1
A	25	A	26 可燃1	D	27 可燃2	A	28 不燃A	A	29 可燃1

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
			3	C	4 可燃2	C	5	C	6 可燃1
X	2	D	10 可燃1	D	11 可燃2	D	12	D	13 可燃1
A	16	A	17 可燃1	A	18 可燃2	A	19 不燃A	A	20 可燃1
B	23	B	24 可燃1	B	25 可燃2	B	26 不燃B	B	27 可燃1
C	30	C	31 可燃1						

不燃B	
収集地区	
日出町・庄内東町・庄内西町・庄内幸町・庄内栄町・庄内宝町・名神口	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2 可燃1	A	3 可燃2	B	4 不燃B	B	5 可燃1
C	8	C	9 可燃1	B	10 可燃2	C	11	C	12 可燃1
D	15	D	16 可燃1	C	17 可燃2	D	18	D	19 可燃1
A	22	A	23 可燃1	D	24 可燃2	A	25 不燃A	A	26 可燃1
B	29	B	30 可燃1	A	31 可燃2				

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
					1 可燃2	C	2	C	3 可燃1
D	6	D	7 可燃1	D	8 可燃2	D	9	D	10 可燃1
A	13	A	14 可燃1	A	15 可燃2	A	16 不燃A	A	17 可燃1
B	20	B	21 可燃1	B	22 可燃2	B	23 不燃B	B	24 可燃1
C	27	C	28 可燃1	C	29 可燃2				

不燃C	
収集地区	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
						B	1 不燃B	B	2 可燃1
C	5	C	6 可燃1	B	7 可燃2	C	8	C	9 可燃1
D	12	D	13 可燃1	C	14 可燃2	D	15	D	16 可燃1
A	19	A	20 可燃1	D	21 可燃2	A	22 不燃A	A	23 可燃1
B	26	B	27 可燃1	A	28 可燃2	B	29 不燃B	B	30 可燃1

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
						C	1	C	2 可燃1
D	5	D	6 可燃1	D	7 可燃2	D	8	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	A	14 可燃2	A	15 不燃A	A	16 可燃1
B	19	B	20 可燃1	B	21 可燃2	B	22 不燃B	B	23 可燃1
C	26	C	27 可燃1	C	28 可燃2	C	29	C	30 可燃1

不燃D	
収集地区	

設計計算書

■ 委託名：第9区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市千里園・本町・北桜塚・岡上の町・日出町・庄内東町・庄内西町・庄内幸町・庄内栄町・庄内宝町・名神口
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：43,910 人
 - ・計画使用車両：2トプレス車(7台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目	ごみ種		可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数			43,910	43,910
収集回数			週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)			0.3551	0.0111
計画排出量(kg)			109,147	13,647
計画積載量 (kg)	4tP		—	—
	2tP		1,700	700
	2tD		—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- ① 直接業務費 …(一式)【内訳－1】
- ② 業務管理費(直接業務費の○%) …(一式)
- ③ 業務原価(①+②) …(一式)
- ④ 一般管理費(業務原価の○%) …(一式)
- ⑤ 業務委託単価(③+④) …(一式)

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第9区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	千里園	千里園	千里園	本町	本町	本町	本町	本町	本町	本町	本町	本町	北桜塚	北桜塚	北桜塚	北桜塚	岡上の町	岡上の町	岡上の町	岡上の町	合 計
		1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4	
可燃ごみ	2トP	1,143	751	1,699	1,245	1,272	1,853	1,285	1,228	1,361	278	724	1,695	197	1,135	1,307	1,549	997	838	241	708	21,506
	人口数計	21,506																				
	収集日	月・木曜日																				
不燃ごみ	2トP	1,143	751	1,699	1,245	1,272	1,853	1,285	1,228	1,361	278	724	1,695	197	1,135	1,307	1,549	997	838	241	708	21,506
	人口数計	21,506																				
	収集日	A水曜日																				

ごみ種	対象地域 収集車両	日出町	日出町	庄内東町	庄内東町	庄内東町	庄内東町	庄内東町	庄内東町	庄内西町	庄内西町	庄内西町	庄内西町	庄内西町	庄内幸町	庄内幸町	庄内幸町	庄内幸町	庄内幸町	庄内幸町	庄内栄町	庄内栄町	庄内栄町
		1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	
可燃ごみ	2トP	297	155	874	316	1,016	515	396	934	259	1,374	883	997	705	1,056	2,426	2,051	1,128	510	1,037	994	1,460	
	人口数計	19,383																					
	収集日	火・金曜日																					
不燃ごみ	2トP	297	155	874	316	1,016	515	396	934	259	1,374	883	997	705	1,056	2,426	2,051	1,128	510	1,037	994	1,460	
	人口数計	19,383																					
	収集日	B水曜日																					

ごみ種	対象地域 収集車両	庄内栄町	庄内栄町	庄内宝町	庄内宝町	庄内宝町	名神口	名神口	名神口	合 計
		4	5	1	2	3	1	2	3	
可燃ごみ	2トP	1,012	492	686	423	239	29	0	142	22,406
	人口数計	3,023								
	収集日	火・金曜日								
不燃ごみ	2トP	1,012	492	686	423	239	29	0	142	22,406
	人口数計	3,023								
	収集日	B水曜日								

総 合 計
43,912
43,912

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 千里園、本町、北桜塚、岡上の町、日出町、庄内東町、庄内西町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、名神口							
委託名	第9区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ 可燃ごみ ○ 不燃ごみ 設計人口数 1式 1式 43,910 43,910							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第9区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 業務管理費率 C * %	1.00	式		D	業務管理費率・一般管理費率は、建設大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務積算基準による
業務原価		直接業務費 業務管理費 C + D				E	
一般管理費		業務原価 一般管理費率 E * %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 一般管理費 E + F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 消費税率 G * 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 消費税相当額 G + H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第9区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第4区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(2トンプ)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 日数 7 / 収集回数/週 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,700 / 1回排出量 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トンプ業務費 / (稼動回数/日 2.45 * 人/回 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 収集日数/月 8.6				可燃1人2P	A

名称・費目・種別 第9区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (稼動回数/日 2.45 * 2,258) 人/回				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	B

明 細 書 第9区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	1－4 副現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 (参考) 2トnP 26.87	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第9区 ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画

週	車種	月 午前	火 午前	A水 午前	B水 午前	木 午前	金 午前
1 週目	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
2 週目	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
3 週目	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
4 週目	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
5 週目	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K	A, B, C, D	E, F, G, H, I, J, K
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇

備考

千里園
本町
北桜塚
岡上の町

A
B
C
D

日出町
庄内東町
庄内西町
庄内幸町

E
F
G
H

庄内栄町
庄内宝町
名神口

I
J
K

○可燃ごみ ●不燃ごみ

第 10 区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第 1 条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第 2 条 共通仕様書第 4 条で定める収集するごみ種は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

(委託区域及び収集対象)

第 3 条 共通仕様書第 4 条で定める委託区域は、次のとおりとする。

- (1) 千成町 1 丁目～ 3 丁目
 - (2) 大黒町 1 丁目～ 3 丁目
 - (3) 玉井町 1 丁目～ 4 丁目
 - (4) 螢池南町 1 丁目～ 3 丁目
- 2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。
- 3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式 9）により受注者に指示するものとする。

(収集日程)

第 4 条 共通仕様書第 5 条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12 月 31 日及び翌年 1 月 1 日から 3 日までは収集を行わないが、12 月 29 日、30 日及び翌年 1 月 4 日から 1 週間程度の間、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(貯留排出装置およびコンテナによる排出)

第 5 条 貯留排出装置及びコンテナを設置している集合住宅は、次のとおりとする。

- (1) 貯留排出機を設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
サーパスシティ豊中	玉井町 4－2－8	133
ディアエスタ・ミオ豊中グリーンスクエア	螢池南町 2－2－13	178

(2) コンテナを設置している大規模集合住宅

施 設 名	住 所	世 帯 数
—	—	—

(委託車両の表示)

第6条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9 c m以上とする。

なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第7条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 第10区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
A	4	A	5 可燃1	D	6 可燃2	A	7 不燃A	D	8 可燃1
B	11	B	12 可燃1	A	13 可燃2	B	14 不燃B	B	15 可燃1
C	18	C	19 可燃1	B	20 可燃2	C	21	C	22 可燃1
D	25	D	26 可燃1	C	27 可燃2	D	28	D	29 可燃1

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
C	3	C	4 可燃1	B	5 可燃2	C	6	C	7 可燃1
D	10	D	11 可燃1	C	12 可燃2	D	13	D	14 可燃1
A	17	A	18 可燃1	D	19 可燃2	A	20 不燃A	A	21 可燃1
B	24	B	25 可燃1	A	26 可燃2	B	27 不燃B	B	28 可燃1

可燃1	
収集地区	
玉井町・蛭池南町	

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3 可燃1	D	4 可燃2	A	5 不燃A	A	6 可燃1
A	9	B	10 可燃1	A	11 可燃2	B	12 不燃B	B	13 可燃1
C	16	C	17 可燃1	B	18 可燃2	C	19	C	20 可燃1
D	23	D	24 可燃1	C	25 可燃2	D	26	D	27 可燃1
A	30	A	31 可燃1						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	C	8 可燃1	B	9 可燃2	C	10	C	11 可燃1
D	14	D	15 可燃1	C	16 可燃2	D	17 不燃A	D	18 可燃1
A	21	A	22 可燃1	B	23 可燃2	A	24 不燃B	A	25 可燃1
C	28	C	29 可燃1	B	30 可燃2				

可燃2	
収集地区	
大黒町・千成町	

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
B	6	B	7 可燃1	A	8 可燃2	B	9 不燃B	B	10 可燃1
C	13	C	14 可燃1	B	15 可燃2	C	16	C	17 可燃1
D	20	D	21 可燃1	C	22 可燃2	D	23	D	24 可燃1
A	27	A	28 可燃1	D	29 可燃2	A	30 不燃A		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
D	5	D	6 可燃1	C	7 可燃2	D	8	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	D	14 可燃2	A	15 不燃A	A	16 可燃1
B	19	B	20 可燃1	A	21 可燃2	B	22 不燃B	B	23 可燃1
C	26	C	27 可燃1	B	28 可燃2		29 可燃1		30 可燃2

不燃A	
収集地区	
玉井町・蛭池南町	

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃1
B	4	B	5 可燃1	A	6 可燃2	B	7 不燃B	B	8 可燃1
C	11	C	12 可燃1	B	13 可燃2	C	14	C	15 可燃1
D	18	D	19 可燃1	C	20 可燃2	D	21	D	22 可燃1
A	25	A	26 可燃1	D	27 可燃2	A	28 不燃A	A	29 可燃1

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
			3 不燃A		4 可燃2		5		6 可燃1
X	2	D	10 可燃1	D	11 可燃2	D	12	D	13 可燃1
A	16	A	17 可燃1	A	18 可燃2	A	19 不燃A	A	20 可燃1
B	23	B	24 可燃1	B	25 可燃2	B	26 不燃B	B	27 可燃1
C	30	C	31 可燃1						

不燃B	
収集地区	
大黒町・千成町	

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2 可燃1	A	3 可燃2	B	4 不燃B	B	5 可燃1
C	8	C	9 可燃1	B	10 可燃2	C	11	C	12 可燃1
D	15	D	16 可燃1	C	17 可燃2	D	18	D	19 可燃1
A	22	A	23 可燃1	D	24 可燃2	A	25 不燃A	A	26 可燃1
B	29	B	30 可燃1	A	31 可燃2				

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
D	6	D	7 可燃1	D	8 可燃2	D	9	D	10 可燃1
A	13	A	14 可燃1	A	15 可燃2	A	16 不燃A	A	17 可燃1
B	20	B	21 可燃1	B	22 可燃2	B	23 不燃B	B	24 可燃1
C	27	C	28 可燃1	C	29 可燃2				

不燃C	
収集地区	

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 不燃B
C	5	C	6 可燃1	B	7 可燃2	C	8	C	9 可燃1
D	12	D	13 可燃1	C	14 可燃2	D	15	D	16 可燃1
A	19	A	20 可燃1	D	21 可燃2	A	22 不燃A	A	23 可燃1
B	26	B	27 可燃1	A	28 可燃2	B	29 不燃B		

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
									1 可燃2
D	5	D	6 可燃1	D	7 可燃2	D	8	D	9 可燃1
A	12	A	13 可燃1	A	14 可燃2	A	15 不燃A	A	16 可燃1
B	19	B	20 可燃1	B	21 可燃2	B	22 不燃B	B	23 可燃1
C	26	C	27 可燃1	C	28 可燃2	C	29	C	30 可燃1

不燃D	
収集地区	

設計計算書

■ 委託名：第10区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市玉井町・螢池南町・大黒町・千成町
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：11,110 人
 - ・計画使用車両：2トプレス車(2台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目	ごみ種	可燃ごみ	不燃ごみ
計画対象人口数		11,110	11,110
収集回数		週2回	28日間隔
1人1日当たり(kg)		0.3551	0.0111
計画排出量(kg)		27,616	3,453
計画積載量 (kg)	4tP	—	—
	2tP	1,700	700
	2tD	—	—

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 *** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

第10区 収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	玉井町	玉井町	玉井町	玉井町	蛭池南町	蛭池南町	蛭池南町	大黒町	大黒町	大黒町	千成町	千成町	千成町	合 計	
		1	2	3	4	1	2	3	1	2	3	1	2	3		
可燃ごみ	2トnP	540	1,275	662	542	1,309	1,050	794	1,139	1,001	1,214	542	558	484	11,110	
	人口数計	6,172							4,938							
	収集日	月・木曜日							火・金曜日							
不燃ごみ	2トnP	540	1,275	662	542	1,309	1,050	794	1,139	1,001	1,214	542	558	484	11,110	
	人口数計	6,172							4,938							
	収集日	A水曜日							B水曜日							

検算	設計	主査	係長	補佐	主幹	課長	資源循環長	部長
							環 境 部	
設 計 書								
委託地名	豊中市 玉井町、蛍池南町、大黒町、千成町							
委託名	第10区 ごみ収集運搬業務委託							
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日					所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ 可燃ごみ1式11,110 ○ 不燃ごみ1式11,110 設計人口数							
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ G 円 (税抜)							

名称・費目・種別 第10区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	可燃ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	不燃ごみ	B	1.00	式		B	
	(小計)					C	
業務管理費		直接業務費 C * 業務管理費率 %	1.00	式		D	業務管理費率・一般 管理費率は、建設大 臣官房官庁営繕部監 修の建築保全業務積 算基準による
業務原価		直接業務費 C + 業務管理費 D				E	
一般管理費		業務原価 E * 一般管理費率 %	1.00	式		F	
業務価格		業務原価 E + 一般管理費 F				G	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 G * 消費税率 0.1				H	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 G + 消費税相当額 H	1.00	式		I	

名称・費目・種別 第10区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	

名称・費目・種別 第10区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
可燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.35509 * 7 / 2	1.24282	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 1,700 / 1.24282	1,368	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (2.44 * 1,368)				可燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 可燃1回2P * 8.6				可燃1人2P	A

名称・費目・種別 第10区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
不燃ごみ(2トP)							
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.01107 * 28	0.30996	kg			
	1回あたり収集人口数	計画積載量 700 / 1回排出量 0.30996	2,258	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 2トP業務費 / (稼動回数/日 2.44 * 2,258) 人/回				不燃1回2P	
	1人1ヶ月あたり単価	1回 不燃1回2P * 収集日数/月 1.086				不燃1人2P	B

明 細 書 第10区	細 別	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	1－3 現場管理責任者従事費	1名	1.00	日		現場管理責任者	
	合 計	運転手 + 作業員 + 現場管理責任者				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 (参考) 2トnP 38.63	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費 + 消耗品費 + 雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

第10区 ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画

週	車種	月	火	A水	B水	木	金
		午前	午前	午前	午前	午前	午前
1 週 目	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
2 週 目	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
3 週 目	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
4 週 目	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
5 週 目	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇
	2トP	A, B	C, D	A, B	C, D	A, B	C, D
		〇〇〇	〇〇〇	●●	●●	〇〇	〇〇

備考	玉井町1	A-1	大黒町1	C-1		
	玉井町2	A-2	大黒町2	C-2		
	玉井町3	A-3	大黒町3	C-3		
	玉井町4	A-4	千成町1	D-1		
	螢池南町1	B-1	千成町2	D-2		
	螢池南町2	B-2	千成町3	D-3		
	螢池南町3	B-3				
	○可燃ごみ ●不燃ごみ					

ビン区ごみ収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、ビンとする。

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、豊中市内全域とする。

2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。

3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

4 第1項で定める委託区域のうち、委託者が指定する地区については、午前8時から収集を開始するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間に、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(委託車両の表示)

第5条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9cm以上とする。なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第6条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づくほか、「ガラスビンの収集作業要領」に準じて行なうこと。

2 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」に従って処理をすること。

以下余白

令和9年度 ビン区 ごみ収集日程表

4月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	4	A	5	D	6	A	7	A	8
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	11	B	12	A	13	B	14	B	15
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	18	C	19	B	20	C	21	C	22
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	25	D	26	C	27	D	28	D	29
			B・D		A・C		B・D		A・C

10月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	3	C	4	B	5	C	6	C	7
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	10	D	11	C	12	D	13	D	14
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	17	A	18	D	19	A	20	A	21
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	24	B	25	A	26	B	27	B	28
			B・D		A・C		B・D		A・C

収集地区凡例	
月曜日	
A週・C週	B週・D週
岡町北・岡町南・勝部・末 広町・曾根西町・曾根南 町・立花町・利倉・利倉 西・利倉東・走井・服部豊 町・原田中・原田西町・原 田南・原田元町・宝山町・ 南空港町・箕輪・山ノ上 町	岡町・城山町・曾根東町・ 長興寺北・長興寺南・中 桜塚・南桜塚・夕日丘・若 竹町

5月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
A	2	A	3	D	4	A	5	A	6
			A・C		B・D		A・C		B・D
A	9	B	10	A	11	B	12	B	13
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	16	C	17	B	18	C	19	C	20
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	23	D	24	C	25	D	26	D	27
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	30	A	31						
			A・C						

11月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	7	C	8	B	9	D	10	C	11
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	14	D	15	C	16	D	17	D	18
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	21	A	22	B	23	A	24	A	25
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	28	B	29	A	30	B		B	
			B・D		A・C				

火曜日	
A週・C週	B週・D週
赤阪1・岡上の町・北桜 塚・千里園・玉井町・刀根 山・刀根山元町・蛭池西 町・蛭池南町・本町	石橋麻田町・永楽荘・春 日町・桜の町・柴原町・清 風荘・蛭池北町・蛭池中 町・蛭池東町・待兼山町・ 宮山町・向丘

6月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	6	B	7	A	8	B	9	B	10
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	13	C	14	B	15	C	16	C	17
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	20	D	21	C	22	D	23	D	24
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	27	A	28	D	29	A	30		
			A・C		B・D		A・C		

12月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	D	9
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	12	A	13	D	14	A	15	A	16
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	19	B	20	A	21	B	22	B	23
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	26	C	27	B	28		29		30
			A・C		B・D				31

水曜日	
A週・C週	B週・D週
上野坂・上野西・上野東・ 北緑丘・少路・西緑丘・緑 丘	旭丘・北条町・寺内・西泉 丘・服部本町・服部緑地・ 東泉丘・東寺内町・広田 町

7月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	4	B	5	A	6	B	7	B	8
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	11	C	12	B	13	C	14	C	15
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	18	D	19	C	20	D	21	D	22
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	25	A	26	D	27	A	28	A	29
			A・C		B・D		A・C		B・D

1月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
X	2	D	3	C	4	D	5	D	6
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	9	A	10	B	11	A	12	A	13
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	16	B	17	C	18	B	19	B	20
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	23	C	24	D	25	C	26	C	27
			A・C		B・D		A・C		B・D

木曜日	
A週・C週	B週・D週
稲津町・今在家町・小曾 根・上津島・庄内幸町・庄 内西町・野田町・服部寿 町・服部西町・服部南町・ 服部元町・浜・穂積	大島町・神州町・三和町・ 島江町・庄内栄町・庄内 宝町・庄内東町・庄本町・ 千成町・大黒町・日出町・ 二葉町・豊南町西・豊南 町東・豊南町南・三國・名 神口

8月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
B	1	B	2	A	3	B	4	B	5
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	8	C	9	B	10	C	11	C	12
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	15	D	16	C	17	D	18	D	19
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	22	A	23	D	24	A	25	A	26
			A・C		B・D		A・C		B・D

2月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	6	D	7	C	8	D	9	D	10
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	13	A	14	B	15	A	16	A	17
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	20	B	21	C	22	B	23	B	24
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	27	C	28	D	29				
			A・C		B・D				

金曜日	
A週・C週	B週・D週
熊野町・栗ヶ丘町・新千 里西町2・3・新千里南町・ 東豊中町	上新田・新千里北町・新 千里西町1・新千里東町

9月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
C	5	C	6	B	7	C	8	C	9
			A・C		B・D		A・C		B・D
D	12	D	13	C	14	D	15	D	16
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	19	A	20	D	21	A	22	A	23
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	26	B	27	A	28	B	29	B	30
			B・D		A・C		B・D		A・C

3月									
週	日	週	月	週	火	週	水	週	木
D	5	D	6	C	7	D	8	D	9
			B・D		A・C		B・D		A・C
A	12	A	13	B	14	A	15	A	16
			A・C		B・D		A・C		B・D
B	19	B	20	C	21	B	22	B	23
			B・D		A・C		B・D		A・C
C	26	C	27	D	28	C	29	C	30
			A・C		B・D		A・C		B・D

設計計算書

■ 委託名：ビン区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市内全域
- 委託期限：令和14年3月31日
- 所要日数：1,293日

■ 設計大要

- 委託期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：410,580 人
 - ・計画使用車両：2tダンプ車(5台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目 \ ごみ種		ビン
計画対象人口数		410,580
収集回数		14日間隔
1人1日当たり(kg)		0.0129
計画排出量(kg)		74,151
計画積載量 (kg)	4tP	—
	2tP	—
	2tD	690

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 ** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- ① 直接業務費 …(一式)【内訳－1】
- ② 業務管理費(直接業務費の○%) …(一式)
- ③ 業務原価(①+②) …(一式)
- ④ 一般管理費(業務原価の○%) …(一式)
- ⑤ 業務委託単価(③+④) …(一式)

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

ビン区

収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	岡町北	岡町南	勝部	末広町	曾根西町	曾根南町	立花町	利倉	利倉西	利倉東	走井	服部豊町	原田中	原田西町	原田南	原田元町	宝山町	南空港町	箕輪	山ノ上町	赤阪1丁目	岡上の町	北桜塚	千里園	玉井町	刀根山	刀根山元町	蛭池西町	蛭池南町	本町
ビン	2 nd D	2,575	2,751	583	2,486	5,410	4,343	2,853	1,230	3,416	2,125	1,107	3,567	240	0	149	3,402	1,691	0	2,239	1,405	656	2,787	4,195	3,598	2,978	7,789	1,538	2,669	3,110	10,953
	人口数計	41,572																				40,273									
	収集日	A・C月																				A・C火									

ごみ種	対象地域 収集車両	上野坂	上野西	上野東	北緑丘	少路	西緑丘	緑丘	稲津町	今在家町	小曾根	上津島	庄内幸町	庄内西町	庄内東町1丁目	野田町	服部寿町	服部西町	服部南町	服部元町	浜	穂積	熊野町	栗ヶ丘町	新千里西町2・3丁目	新千里南町	東豊中町
ビン	2 nd D	2,322	7,864	7,911	6,303	5,118	5,198	7,565	1,896	323	6,067	2,720	7,180	4,223	875	1,480	3,731	4,561	2,705	1,344	3,642	976	6,176	1,490	6,309	10,497	17,047
	人口数計	42,281							41,723													41,519					
	収集日	A・C水							A・C木													A・C金					

ごみ種	対象地域 収集車両	岡町	城山町	曾根東町	長興寺北	長興寺南	中桜塚	南桜塚	夕日丘	若竹町	石橋麻田町	永楽荘	春日町	桜の町	柴原町	清風荘	蛭池北町	蛭池中町	蛭池東町	待兼山町	宮山町	向丘	旭丘	北条町	寺内	西泉丘	服部本町	服部緑地	東泉丘	東寺内町	広田町
ビン	2 nd D	942	3,628	6,226	3,278	4,697	8,938	7,238	2,901	2,976	231	5,402	6,486	5,959	4,891	1,712	2,622	2,212	3,180	1,654	5,804	2,825	5,535	6,133	6,911	6,071	4,164	40	9,325	3,358	0
	人口数計	40,824										42,978										41,537									
	収集日	B・D月										B・D火										B・D水									

ごみ種	対象地域 収集車両	大島町	神州町	三和町	島江町	庄内栄町	庄内宝町	庄内東町2～6丁目	庄本町	千成町	大黒町	日出町	二葉町	豊南町西	豊南町東	豊南町南	三国	名神口	上新田	新千里北町	新千里西町1丁目	新千里東町	合計
ビン	2 nd D	2,561	34	3,179	2,476	5,000	1,349	3,180	1,752	1,562	3,308	453	1,590	4,201	2,423	3,080	1,520	171	20,971	6,919	1,940	10,205	410,581
	人口数計	37,839																	40,035				410,581
	収集日	B・D木																	B・D金				

検算	設計	主査	係長	補佐	課長	資源循環長	部長
						環 境 部	
設 計 書							
委託地名	豊中市内全域						
委託名	ビン区 ごみ収集運搬業務委託						
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日				所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ ビン 設計人口数 410,580 1式						
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ H _____ 円 (税抜)						

名称・費目・種別	ビン区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費								
		ビン	収集単価 A	1.00	式		A	
		(小計)					B	
業務管理費			直接業務費 B 業務管理費率 * %	1.00	式		C	業務管理費率・一般 管理費率は、建設大 臣官房官庁営繕部監 修の建築保全業務積 算基準による
業務原価			直接業務費 B + 業務管理費 C				D	
一般管理費			業務原価 D * 一般管理費率 %	1.00	式		E	
業務価格			業務原価 D + 一般管理費 E				F	円未満切捨て
消費税相当額			業務価格 F * 消費税率 0.1				G	円未満切捨て
業務委託料			業務価格 F + 消費税相当額 G	1.00	式		H	

名称・費目・種別 ピン区	細別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トD)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トD 1台1日あたり直接業務費					2トD業務費	

名称・費目・種別 ビン区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価							
ビン(2 ^t D)							
	1人1回あたり排出量	kg/人口・日 日数 収集回数/月 0.0129 * 14 / 1	0.18074	kg			
	1回あたり収集人口	計画積載量 1回排出量 690 / 0.18074	3,818	人			
	1人1回あたり単価	1日業務費 稼動回数/日 人口/回 76,874 /(3.00 * 3,818)				ビン 1回2tD	1日業務費 内訳明細書
	1人1ヶ月あたり単価	1回 収集日数/月 ビン1回2tD * 2.17				ビン 1人2tD	

明 細 書 ビン区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	合 計	運転手 + 作業員				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 2トンD (参考) 42.81	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費+消耗品費+雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

ピン区ごみ収集運搬業務 委託収集運行計画案

[illegible]

★ガラスビン

備考	A	岡町北 岡町南 勝部 末広町 曾根西町 曾根南町 立花町 利倉 利倉西 利倉東 走井 服部豊町 原田中 原田西町 原田南 原田元町 宝山町 南空港町 箕輪 山ノ上町 赤阪1 岡上の町 北松塚 千里園 玉井町 刀根山 刀根山元町 螢池西町 螢池南町 本町	カガハシ		C	上野坂 上野西 上野東 北緑丘 少路 西緑丘 緑丘	F	中松塚 南松塚 夕日丘 若竹町	I	庄内東町2-6 庄内本町 千成町 大黒町 日出町 二葉町 豊南町西 豊南町東 豊南町南 三国 名神口
			D	稲津町 今在家町 小曾根 上津島 庄内幸町 庄内西町 庄内東町1 野田町 服部寿町 服部西町 服部南町 服部元町 浜	G	石橋麻田町 永美荘 春日町 桜の町 柴原町 清風荘 螢池北町 螢池北町 螢池東町 待兼山町 宮山町 向丘	J	上新田 新千里北町 新千里西町1 新千里東町		
	B		E	熊積 熊野町 栗ヶ丘町 新千里西町2・3 新千里南町 東豊中町	H	旭丘 北条町 寺内 西泉丘 服部本町 服部緑地 東泉丘 東寺内町 広田町 大鳥町 神州町 三和町 島江町 庄内栄町 庄内宝町				
F	岡町 城山町 曾根東町 長興寺北 長興寺南	I								

粗大区ごみ収集運搬業務委託 特 記 仕 様 書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、豊中市(以下「発注者」という。)が発注するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、特別に必要なことを定める。

(収集するごみ種)

第2条 共通仕様書第4条で定める収集するごみ種は、粗大ごみとする。

(委託区域及び収集対象)

第3条 共通仕様書第4条で定める委託区域は、豊中市内全域とする。

2 前項の委託区域内の人口数は、当該区域の毎月初日の「豊中市住民基本台帳世帯人口調」によるものとし、これを収集対象人口数とする。

3 住宅等の新築等による収集対象については、発注者はその都度、業務指示書（様式9）により受注者に指示するものとする。

4 第1項で定める委託区域のうち、委託者が指定する地区については、午前8時から収集を開始するものとする。

(収集日程)

第4条 共通仕様書第5条で定める収集日程は、別紙「委託地区 ごみ収集日程表」による。ただし、12月31日及び翌年1月1日から3日までは収集を行わないが、12月29日、30日及び翌年1月4日から1週間程度の間に、発注者は特別収集日や代替収集日を指定する。

2 天変地異その他の事由により収集日の変更があるときは、受注者は、発注者の指示に従って委託業務を遂行しなければならない。

(委託車両の表示)

第5条 共通仕様書第11条第1項第4号に定める委託車両の運転席両扉外部に取り付ける表示板については、書き入れ文字の大きさを、「豊中市委託」は縦横共9cm以上とする。なお、文字の色は、白又は黒色で記入し文字がわかる色とする。

(作業マニュアル等)

第6条 第2条に定めるごみ種の収集作業については、共通仕様書第14条第1項に示す委託業務の作業基準に基づいて行うこと。

2 粗大ごみ受付情報の取り扱いについては、別添の「粗大ごみの収集作業要領」に基づいて取り扱うこと。

3 出し間違いごみ等の取り扱いについては、別添の「出し間違いごみ等の取り扱い要領」

に従って処理をすること。

以下余白

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第1月	新千里北町1丁目	第1月	6,831	6,919	400	
	新千里北町2丁目					
	新千里北町3丁目					
	新千里東町1丁目		10,075	10,205		
	新千里東町2丁目					
	新千里東町3丁目					
第2月	上新田1丁目	第2月	20,703	20,971	400	
	上新田2丁目					
	上新田3丁目					
	上新田4丁目					
第3月	新千里西町1丁目	第3月	8,143	8,249	400	
	新千里西町2丁目					
	新千里西町3丁目					
	緑丘1丁目		7,468	7,565		
	緑丘2丁目					
	緑丘3丁目					
	緑丘4丁目					
	緑丘5丁目					
第4月	新千里南町1丁目	第4月	10,363	10,497	400	
	新千里南町2丁目					
	新千里南町3丁目					
	東泉丘1丁目		9,206	9,325		
	東泉丘2丁目					
	東泉丘3丁目					
	東泉丘4丁目					
第1火	永楽荘1丁目	第1火	5,333	5,402	400	
	永楽荘2丁目					
	永楽荘3丁目					
	永楽荘4丁目					
	宮山町1丁目		5,730	5,804		
	宮山町2丁目					
	宮山町3丁目					
	宮山町4丁目					
	柴原町1丁目		4,827	4,891		
	柴原町2丁目					
	柴原町3丁目					
	柴原町4丁目					
	柴原町5丁目					
	刀根山元町		1,518	1,538		
	千里園1丁目		3,551	3,598		
	千里園2丁目					
	千里園3丁目					
	待兼山町		1,633	1,654		
	石橋麻田町		228	231		
	清風荘1丁目		1,691	1,712		
	清風荘2丁目					
第2火	北緑丘1丁目	第2火	6,223	6,303	400	
	北緑丘2丁目					
	北緑丘3丁目					
	少路1丁目		5,053	5,118		
	少路2丁目					
	西緑丘1丁目		5,132	5,198		
	西緑丘2丁目					
	西緑丘3丁目					
	上野坂1丁目		2,293	2,322		
	上野坂2丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第3火	蛭池北町1丁目	第3火	2,588	2,622	400	
	蛭池北町2丁目					
	蛭池北町3丁目					
	蛭池西町1丁目		2,635	2,669		
	蛭池西町2丁目					
	蛭池西町3丁目					
	蛭池中町1丁目		2,184	2,212		
	蛭池中町2丁目					
	蛭池中町3丁目					
	蛭池中町4丁目					
	蛭池東町1丁目		3,140	3,180		
	蛭池東町2丁目					
	蛭池東町3丁目					
	蛭池東町4丁目					
	蛭池南町1丁目		3,070	3,110		
	蛭池南町2丁目					
	蛭池南町3丁目					
	刀根山1丁目		7,689	7,789		
	刀根山2丁目					
	刀根山3丁目					
	刀根山4丁目					
	刀根山5丁目					
	刀根山6丁目					
第4火	本町1丁目	第4火	10,813	10,953	400	
	本町2丁目					
	本町3丁目					
	本町4丁目					
	本町5丁目					
	本町6丁目					
	本町7丁目					
	本町8丁目					
	本町9丁目					
	岡上の町1丁目		2,751	2,787		
	岡上の町2丁目					
	岡上の町3丁目					
	岡上の町4丁目					
	北桜塚1丁目		4,140	4,195		
	北桜塚2丁目					
	北桜塚3丁目					
	北桜塚4丁目					
	栗ヶ丘町		1,471	1,490		
	赤阪1丁目		648	656		
第1水	熊野町1丁目	第1水	6,097	6,176	400	
	熊野町2丁目					
	熊野町3丁目					
	熊野町4丁目					
	西泉丘1丁目		5,994	6,071		
	西泉丘2丁目					
	西泉丘3丁目					
	服部緑地		39	40		
	東豊中町5丁目		4,654	4,714		
第2水	上野西1丁目	第2水	7,764	7,864	386	
	上野西2丁目					
	上野西3丁目					
	上野西4丁目					
	東豊中町1丁目		6,327	6,409		
	東豊中町2丁目					
	東豊中町3丁目					
	東豊中町4丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第3水	上野東1丁目	第3水	7,809	7,911		
	上野東2丁目					
	上野東3丁目					
	東豊中町6丁目		5,848	5,924		
第4水	春日町1丁目	第4水	6,402	6,486	400	
	春日町2丁目					
	春日町3丁目					
	春日町4丁目					
	春日町5丁目					
	向丘1丁目		2,789	2,825		
	向丘2丁目					
	向丘3丁目					
	桜の町1丁目		5,883	5,959		
	桜の町2丁目					
	桜の町3丁目					
	桜の町4丁目					
	桜の町5丁目					
	桜の町6丁目					
	桜の町7丁目					
第1木	立花町1丁目	第1木	2,817	2,853	400	
	立花町2丁目					
	立花町3丁目					
	玉井町1丁目		2,940	2,978		
	玉井町2丁目					
	玉井町3丁目					
	玉井町4丁目					
	箕輪1丁目		2,210	2,239		
	箕輪2丁目					
	箕輪3丁目					
	山ノ上町		1,387	1,405		
	末広町1丁目		2,454	2,486		
	末広町2丁目					
	末広町3丁目					
	走井1丁目		1,093	1,107		
	走井2丁目					
	走井3丁目					
	岡町北1丁目		2,542	2,575		
	岡町北2丁目					
	岡町北3丁目					
	岡町南1丁目		2,716	2,751		
	岡町南2丁目					
	岡町南3丁目					
	宝山町		1,669	1,691		
	勝部1丁目		576	583		
	勝部2丁目					
	勝部3丁目					
	南空港町		0	0		
	原田中1丁目		237	240		
	原田中2丁目					
	原田西町		0	0		
	原田南1丁目		148	149		
	原田南2丁目					
	原田元町1丁目		3,358	3,402		
	原田元町2丁目					
	原田元町3丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第2木	旭丘	第2木	5,464	5,535	400	
	夕日丘1丁目		2,864	2,901		
	夕日丘2丁目					
	夕日丘3丁目					
	中桜塚1丁目		8,823	8,938		
	中桜塚2丁目					
	中桜塚3丁目					
	中桜塚4丁目					
	中桜塚5丁目					
	岡町		930	942		
	曾根西町1丁目		5,341	5,410		
	曾根西町2丁目					
	曾根西町3丁目					
	曾根西町4丁目					
	広田町		0	0		
第3木	南桜塚1丁目	第3木	7,146	7,238	400	
	南桜塚2丁目					
	南桜塚3丁目					
	南桜塚4丁目					
	長興寺北1丁目		3,237	3,278		
	長興寺北2丁目					
	長興寺北3丁目					
	長興寺南1丁目		4,636	4,697		
	長興寺南2丁目					
	長興寺南3丁目					
	長興寺南4丁目					
	曾根東町1丁目		6,146	6,226		
	曾根東町2丁目					
	曾根東町3丁目					
	曾根東町4丁目					
	曾根東町5丁目					
	曾根東町6丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第4木	東寺内町	第4木	3,315	3,358	400	
	寺内1丁目		6,823	6,911		
	寺内2丁目					
	若竹町1丁目		2,938	2,976		
	若竹町2丁目					
	北条町1丁目		6,054	6,133		
	北条町2丁目					
	北条町3丁目					
	北条町4丁目					
第1金	城山町1丁目	第1金	3,582	3,628	400	
	城山町2丁目					
	城山町3丁目					
	城山町4丁目					
	服部本町1丁目		4,112	4,164		
	服部本町2丁目					
	服部本町3丁目					
	服部本町4丁目					
	服部本町5丁目					
	服部南町1丁目		2,670	2,705		
	服部南町2丁目					
	服部南町3丁目					
	服部南町4丁目					
	服部南町5丁目					
	服部元町1丁目		1,327	1,344		
	服部元町2丁目					
	浜1丁目		3,595	3,642		
	浜2丁目					
	浜3丁目					
	浜4丁目					
	小曽根1丁目		5,989	6,067		
	小曽根2丁目					
	小曽根3丁目					
	小曽根4丁目					
	小曽根5丁目					
	稲津町1丁目		1,871	1,896		
	稲津町2丁目					
	稲津町3丁目					
	豊南町東1丁目		2,392	2,423		
	豊南町東2丁目					
	豊南町東3丁目					
	豊南町東4丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第2金	曾根南町1丁目	第2金	4,287	4,343	400	
	曾根南町2丁目					
	曾根南町3丁目					
	利倉1丁目		1,214	1,230		
	利倉2丁目					
	利倉3丁目					
	利倉西1丁目		3,372	3,416		
	利倉西2丁目					
	利倉東1丁目		2,098	2,125		
	利倉東2丁目					
	上津島1丁目		2,685	2,720		
	上津島2丁目					
	上津島3丁目					
	今在家町		319	323		
	名神口1丁目		169	171		
	名神口2丁目					
	名神口3丁目					
	庄内宝町1丁目		1,332	1,349		
	庄内宝町2丁目					
	庄内宝町3丁目					
	庄本町1丁目		1,731	1,752		
	庄本町2丁目					
	庄本町3丁目					
	庄本町4丁目					
	島江町1丁目		2,445	2,476		
	島江町2丁目					
	二葉町1丁目		1,569	1,590		
	二葉町2丁目					
	二葉町3丁目					
	大島町1丁目		2,528	2,561		
	大島町2丁目					
	大島町3丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第3金	服部寿町1丁目	第3金	3,683	3,731	400	
	服部寿町2丁目					
	服部寿町3丁目					
	服部寿町4丁目					
	服部寿町5丁目					
	服部西町1丁目		4,503	4,561		
	服部西町2丁目					
	服部西町3丁目					
	服部西町4丁目					
	服部西町5丁目					
	服部豊町1丁目		3,522	3,567		
	服部豊町2丁目					
	穂積1丁目		964	976		
	穂積2丁目					
	野田町		1,461	1,480		
	庄内西町1丁目		4,169	4,223		
	庄内西町2丁目					
	庄内西町3丁目					
	庄内西町4丁目					
	庄内西町5丁目					
	庄内東町1丁目		4,003	4,055		
	庄内東町2丁目					
	庄内東町3丁目					
	庄内東町4丁目					
	庄内東町5丁目					
	庄内東町6丁目					
	豊南町西1丁目		4,147	4,201		
	豊南町西2丁目					
	豊南町西3丁目					
	豊南町西4丁目					
	豊南町西5丁目					

地区	町名(丁目)	収集日	人口数(R8.4)	計画人口数計	計画収集件数	備 考
第4金	庄内幸町1丁目	第4金	7,088	7,180	400	
	庄内幸町2丁目					
	庄内幸町3丁目					
	庄内幸町4丁目					
	庄内幸町5丁目					
	庄内栄町1丁目		4,936	5,000		
	庄内栄町2丁目					
	庄内栄町3丁目					
	庄内栄町4丁目					
	庄内栄町5丁目					
	神州町		34	34		
	三和町1丁目		3,138	3,179		
	三和町2丁目					
	三和町3丁目					
	三和町4丁目					
	千成町1丁目		1,542	1,562		
	千成町2丁目					
	千成町3丁目					
	大黒町1丁目		3,266	3,308		
	大黒町2丁目					
	大黒町3丁目					
	日出町1丁目		447	453		
	日出町2丁目					
	三国1丁目		1,501	1,520		
	三国2丁目					
	豊南町南1丁目		3,041	3,080		
	豊南町南2丁目					
	豊南町南3丁目					
	豊南町南4丁目					
	豊南町南5丁目					
	豊南町南6丁目					
合計			405,332	410,581	7,186	

設 計 計 算 書

■ 委託名：粗大区ごみ収集運搬業務

■ 一般事項

- 業務委託地区：豊中市内全域
- 委 託 期 限：令和14年3月31日
- 所 要 日 数：1, 293日

■ 設計大要

- 委 託 期 間：令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 設計主要目
 - ・計画人口数：410, 580 人
 - ・計画使用車両：2^トプレス車(2台)……非専用車両とする
2^トダンプ車(2台)……非専用車両とする
 - ・収集対象外集合住宅特記事項
該当なし

・計画諸元

項目	ごみ種	粗大ごみ	
		大可燃	粗大
計画対象人口数		410,580	
収集回数		月1回	
1人1日当たり(kg)		0.00745	
計画排出量(kg)		92,988	
計画積載量 (kg)	4tP	—	—
	2tP	600	—
	2tD	—	500

(注)曜日ごと、車種ごとの運行回数等については、別紙の「収集運行計画」のとおり。

■ 設計金額

ごみ収集運搬業務の1人1ヶ月あたり委託料(消費税は除く)

金 ** 円

委 託 費 内 訳 書

■ 1人1ヶ月当たりの業務委託料(消費税は除く)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 直接業務費 | …(一式)【内訳－1】 |
| ② 業務管理費(直接業務費の○%) | …(一式) |
| ③ 業務原価(①+②) | …(一式) |
| ④ 一般管理費(業務原価の○%) | …(一式) |
| ⑤ 業務委託単価(③+④) | …(一式) |

【内訳－1】

直接業務費(円/1人・ヶ月) = (各ごみ種の1人1ヶ月あたりの収集単価【内訳－2】)

【内訳－2】

- ごみ種ごとに算出する。
- ① 1回当たり収集人口数[粗大以外] = (計画積載量) / (1回排出量)
- ② 1回当たり収集人口数[粗大] = (計画対象人口数) / (月の運行回数)
- ③ 1人1回あたり単価 = (1日業務費【内訳－3】) / {(1日平均稼働回数) * (①又は②)}
- ④ 1人1ヶ月あたり単価 = (③) * (1ヶ月平均収集回数)
- 2t車・4t車を併用して収集する場合は、2t車・4t車の収集割合を考慮し平均を算出する。
- (粗大ごみ)の場合は、可燃系(2tP車)の④と不燃系(2tD車)の④を合算する。

【内訳－3】

- 車種ごとに、1日1台当たり直接業務費(1日業務費)を算出する。
- ① 直接人件費(円/台・日)
- ② 直接物件費[専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－1】) + (予備車両費) + (運転経費【内訳明細－2】)
- ③ 直接物件費[非専用車両の場合] = (車両使用料【内訳明細－3】) + (運転経費)
- ④ 1日業務費(円/台・日) = (①) + (②又は③)

【内訳明細－1】

車両使用料(円/台・日) = (償却費) + (維持修理費)

【内訳明細－2】

運転経費(円/台・日) = (燃料費[軽油]) + (消耗品費[油脂・バッテリー等]) + (雑材[清掃用具等])

【内訳明細－3】

車両使用料(円/台・日) = (機械損料)

粗大区

収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	新千里 北町	新千里 東町	上新田	新千里 西町	緑丘	新千里 南町	東泉丘	永楽荘	宮山町	柴原町	刀根山 元町	千里園	待兼山 町	石橋麻 田町	清風荘	北緑丘	少路	西緑丘	上野坂
粗大ごみ	2トンプ	6,919	10,205	20,971	8,249	7,565	10,497	9,325	5,402	5,804	4,891	1,538	3,598	1,654	231	1,712	6,303	5,118	5,198	2,322
	人口数計	17,124		20,971	15,814		19,822		24,830								18,941			
	収集日	第1月		第2月	第3月		第4月		第1火								第2火			

ごみ種	対象地域 収集車両	蛭池北町	蛭池西町	蛭池中町	蛭池東町	蛭池南町	刀根山	本町	岡上の町	北桜塚	栗ヶ丘町	赤坂1	熊野町	西泉丘	服部緑地	東豊中町5	上野西	東豊中町1-4	上野東	東豊中町6
粗大ごみ	2トンプ	2,622	2,669	2,212	3,180	3,110	7,789	10,953	2,787	4,195	1,490	656	6,176	6,071	40	4,714	7,864	6,409	7,911	5,924
	人口数計	21,582						20,081					17,001				14,273		13,835	
	収集日	第3火						第4火					第1水				第2水		第3水	

ごみ種	対象地域 収集車両	春日町	向丘	桜の町	立花町	玉井町	箕輪	山ノ上町	末広町	走井	岡町北	岡町南	宝山町	勝部	南空港町	原田中	原田西町	原田南	原田元町	
粗大ごみ	2トンプ	6,486	2,825	5,959	2,853	2,978	2,239	1,405	2,486	1,107	2,575	2,751	1,691	583	0	240	0	149	3,402	
	人口数計	15,270				24,459														
	収集日	第4水				第1木														

粗大区

収集計画対象人口数

ごみ種	対象地域 収集車両	旭丘	夕日丘	中桜塚	岡町	曽根西 町	広田町	南桜塚	長興寺 北	長興寺 南	曽根東 町	東寺内 町	寺内	若竹町	北条町
粗大ごみ	2トンプ	5,535	2,901	8,938	942	5,410	0	7,238	3,278	4,697	6,226	3,358	6,911	2,976	6,133
	人口数計	23,726						21,439				19,378			
	収集日	第2木						第3木				第4木			

ごみ種	対象地域 収集車両	城山町	服部本町	服部南町	服部元町	浜	小曽根	稲津町	豊南町東	曾根南町	利倉	利倉西	利倉東	上津島	今在家町	名神口	庄内宝町	庄本町	島江町	二葉町	大島町
粗大ごみ	2トンプ	3,628	4,164	2,705	1,344	3,642	6,067	1,896	2,423	4,343	1,230	3,416	2,125	2,720	323	171	1,349	1,752	2,476	1,590	2,561
	人口数計	25,869									24,056										
	収集日	第1金									第2金										

ごみ種	対象地域 収集車両	服部寿町	服部西町	服部豊町	穂積	野田町	庄内西町	庄内東町	豊南町西	庄内幸町	庄内栄町	神州町	三和町	千成町	大黒町	日出町	三国	豊南町南	合計
粗大ごみ	2トンプ	3,731	4,561	3,567	976	1,480	4,223	4,055	4,201	7,180	5,000	34	3,179	1,562	3,308	453	1,520	3,080	410,581
	人口数計	26,794								25,316								410,581	
	収集日	第3金								第4金									

検算	設計	主査	係長	補佐	課長	資源循環長	部長
						環 境 部	
設 計 書							
委託地名	豊中市内全域						
委託名	粗大区 ごみ収集運搬業務委託						
委託期間	2027年4月1日～2032年3月31日				所要日数	1,293	日
設計大要	■ 収集品目 ○ 粗大ごみ 設計人口数 410,580 1式						
設計金額	一般家庭ごみ収集運搬業務1人1ヶ月あたり委託料 金 _____ H _____ 円 (税抜)						

名称・費目・種別 粗大区	ごみ種別	内 訳	数量	単位	単価	金額	摘要
直接業務費							
	粗大ごみ	収集単価 A	1.00	式		A	
	(小計)					B	
業務管理費		直接業務費 B * 業務管理費率 %	1.00	式		C	業務管理費率・一般 管理費率は、建設大 臣官房官庁営繕部監 修の建築保全業務積 算基準による
業務原価		直接業務費 B + 業務管理費 C				D	
一般管理費		業務原価 D * 一般管理費率 %	1.00	式		E	
業務価格		業務原価 D + 一般管理費 E				F	円未満切捨て
消費税相当額		業務価格 F * 消費税率 0.1				G	円未満切捨て
業務委託料		業務価格 F + 消費税相当額 G	1.00	式		H	

名称・費目・種別 粗大区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1:直接業務費(2トP)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トP 1台1日あたり直接業務費					2トP業務費	
2:直接業務費(2トD)							
	人件費		1.00	式		人件費	明細書 1
	車両使用料		1.00	式		車両使用料	明細書 2
	運転経費		1.00	式		運転経費	明細書 3
	2トD 1台1日あたり直接業務費					2トD業務費	

名称・費目・種別 粗大区	細別	形状寸法等				数量	単位	単価	金額	摘要
収集単価										
粗大ごみ(2 ^ト P)										
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.00745	*	日数 30.4	*	排出割合 0.55	0.12456	kg		
	1回あたり収集人口数	計画積載量 600	/	1回排出量 0.124560			4,817	人		
	1人1回あたり単価	1日業務費 2 ^ト P業務費	/(	稼動回数/日 4.00	*	人口/回 2,566	)		粗大1回2tP	1日業務費 内訳明細書(1の1)
	1人1ヶ月あたり単価	1回 粗大1回2tP	*	収集日数/月 1					粗大1人2tP	
粗大ごみ(2 ^ト D)										
	1人1回あたり排出量	kg/人・日 0.00745	*	日数 30.4	*	排出割合 0.45	0.10192	kg		
	1回あたり収集人口数	計画積載量 500	/	1回排出量 0.101920			4,906	人		
	1人1回あたり単価	1日業務費 2 ^ト D業務費	/(	稼動回数/日 4.00	*	人口/回 2,566	)		粗大1回2tD	1日業務費 内訳明細書(1の2)
	1人1ヶ月あたり単価	1回 粗大1回2tD	*	収集日数/月 1					粗大1人2tD	
粗大ごみ (2 ^ト P+2 ^ト D)		2 ^ト P 粗大1人2tP	+	2 ^ト D 粗大1人2tD					2tP+2tD	A

明 細 書 粗大区	細別	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1. 人件費 (1日1台あたり)							
	1－1 運転手	1名	1.00	日		運転手	
	1－2 作業員	1名以上	1.00	日		作業員	
	合 計	運転手 + 作業員				人件費	
2. 車両使用料 (1日1台あたり)							
	2 減価償却費		1.00	式		減価償却費	
	合 計	償却費+維持修理費+管理費				車両使用料	
3. 運転経費							
	3－1 燃料費(軽油)	1日平均走行距離 2トP 2トD (参考) 59.05 59.05	1.00	式		燃料費	
	3－2 消耗品費 (油脂・バッテリー)		1.00	式		消耗品費	
	3－3 雑材費	燃料費+消耗品費+雑材費	1.00	式		雑材費	
	合 計					運転経費	

週	車種	月		火		水		木		金	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
1 週目	2 ^ト PP	A		E		I		M		Q	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト PP	A		E		I		M		Q	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト ND	A		E		I		M		Q	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
2 ^ト ND	A		E		I		M		Q		
	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	
2 週目	2 ^ト PP	B		F		J		N		R	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト PP	B		F		J		N		R	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト ND	B		F		J		N		R	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
2 ^ト ND	B		F		J		N		R		
	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	
3 週目	2 ^ト PP	C		G		K		O		S	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト PP	C		G		K		O		S	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト ND	C		G		K		O		S	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
2 ^ト ND	C		G		K		O		S		
	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	
4 週目	2 ^ト PP	D		H		L		P		T	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト PP	D		H		L		P		T	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	2 ^ト ND	D		H		L		P		T	
		▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
2 ^ト ND	D		H		L		P		T		
	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	

備考	A	新千里北町 新千里東町	H	本町 岡上の町 北桜塚 栗ヶ丘町 赤阪1丁目	M	P	東寺内町 寺内 若竹町 北条町	S	服部寿町 服部西町 服部豊町 穂積 野田町 庄内西町 庄内東町 豊南町西		
	B	上新田									
	C	新千里西町 緑丘									
	D	新千里南町 東泉丘	I	熊野町 西泉丘 服部緑地 東豊中町5		Q	城山町 服部本町 服部南町 服部元町 浜 小曾根 稲津町 豊南町東			T	庄内幸町 神州町 三和町 千成町 大黒町 日出町 三国 豊南町南
	E	永楽荘 宮山町 柴原町 刀根山元町 千里園 待兼山町 石橋麻田町 清風荘									
								K	上野東 東豊中町6		
			L	春日町 向丘 桜の町							
						F	北緑丘 少路 西緑丘 上野坂		N		
	G	蛍池北町 蛍池西町 蛍池中町 蛍池東町 蛍池南町 刀根山		O						南桜塚 長興寺北 長興寺南 曾根東町	

別記

サービス水準

(要求水準等)

第1 確保すべきサービス水準は、モニタリングに係る年度評価結果が「B評価」以上とし、年度評価基準については、次のとおりとする。

年度評価基準表		
評価結果	評価点	評価内容
A	270点以上	優れた運営状況である
B	170点以上270点未満	問題のない運営状況である
C	170点未満	改善を要する運営状況である

(モニタリング事項等)

第2 モニタリングに係る評価項目、配点等は、次のとおりとする。

評価項目		評価ポイント	モニタリング事項詳細	配点	実施周期	
					毎月	年間
1	基本姿勢	①契約の履行が適正にされているか	(1) 契約の履行につき不正な行為がないか	－	○	－
		②市からの委託業務を適正に実施しているか	(2) 収集開始時間等の遵守や十分な車両配備を行っているか	20	○	－
			(3) 収集漏れ、積み残しがないか	20	○	－
			(4) 現場管理責任者としての職務を適正に行っているか	20	○	－
			(5) 収集運搬車両は仕様書通りか	20	○	－
			(6) ごみの分別を理解できているか	30	○	－
		③廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに道路交通法及び個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守しているか	(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに道路交通法及び個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、廃棄物の適正処理に係る研修を実施しているか	10	－	○
2	サービス水準	④市民等に対し、安全安心に配慮した業務を行っているか	(8) 周囲を確認・注意して安全な作業を行っているか	30	○	－
			(9) カラス除けネットやビンケース等を丁寧に扱っているか	10	○	－
		⑤事故防止のための安全管理が徹底されているか	(10) 日常点検を実施しているか	10	○	－
			(11) 月例点検を実施しているか	10	○	－
			(12) 車両整備を行い、清潔を保持しているか	10	○	－
		⑥安定して確実に日常業務を遂行しているか	(13) 受託した区域のごみが適正に処理されているか	10	○	－
			(14) 人員配置は適切か	－	○	－

評価項目		評価ポイント	モニタリング事項詳細	配点	実施周期	
					毎月	年間
2	サービス水準	⑥安定して確実に日常業務を遂行しているか	(15)安全運転及び交通法規の遵守を行っているか	30	○	－
			(16)「安全作業の手順」に沿って作業を行っているか	10	○	－
			(17)市民等に対し、親切丁寧な対応を行っているか	20	○	－
3	市民満足度への配慮	⑦地域の市民等との関係は良好か	(18)ごみ集積場所の清潔保持に努めているか	10	○	－
			(19)作業服等を着用し、常に清潔に保っているか	10	○	－
4	従事者への配慮	⑧労働関係法令を遵守しているか	(20)関係法令違反がないか	－	－	○
			(21)適切な就業規則を保持しているか	10	－	○
			(22)社会的公共性に配慮しているか	－	－	○
		⑨研修は実施されているか	(23)人権研修を実施しているか	6	－	○
			(24)交通安全研修を実施しているか	8	－	○
			(25)安全衛生研修を実施しているか	6	－	○
5	その他	⑩提出書類等適正に提出されているか	(26)提出期限は守られているか	6	○	－
			(27)提出書類等に不備はないか	4	○	－
		⑪より高い評価になるよう努めているか	(28)より高い評価が確認できたか	－	○	－

2 モニタリング事項詳細に係る確認項目（以下「確認項目」とする。）は、次のとおりとし、確認項目を確認した場合は、当該確認項目に係るモニタリング事項詳細の配点（以下「配点」とする。）から当該確認項目に対応する減点欄に記載している点数を減じるものとする。この場合において、網掛しているモニタリング事項詳細については、当該確認項目のうち、1項目を確認した場合は配点から減点欄に記載している点数の50パーセントに相当する点数を減じるものとし、2項目以上確認した場合は配点から減点欄に記載している点数を減じるものとする。減点欄に「★」を記載している確認項目を確認した場合は、1回または実施状況により10点を加算する。減点欄に「！」を記載している確認項目を確認した場合は、その確認した月の評価点は、他の確認項目の確認の有無にかかわらず、0点とする。

モニタリング事項詳細	確 認 項 目	減点	確認主体	
			パトロール	事務所
(1) 契約の履行につき不正な行為がないか	・他市のごみを混載している(していた)	!	○	○
	・事業系のごみを混載している(していた)			
	・その他()			
(2) 収集開始時間等の遵守や十分な車両配備を行っているか	・午前8時30分前から収集している	20	○	○
	・収集開始位置が作業計画通りになっていない			
	・月に10回以上減車の報告がある			
(3) 収集漏れ、積み残しがないか	・収集漏れ、積み残しがある	20	○	-
	・月に10回以上収集漏れ等の電話がある		-	○
(4) 現場管理責任者としての職務を適正に行っているか	・委託者との連絡調整ができていない	20	-	○
	・処理状況を把握していない			
	・車両の運行、安全管理ができていない			
	・計量間違いを報告しなかった			
	・市民等からの苦情や要望等について適正に対応していない			
	・その他()			
(5) 収集運搬車両は仕様書通りか	・消火器・ほうき・塵取りを常備していない	20	○	-
	・「作業中」の表示灯等がない			
	・両扉に「豊中市委託」の表示板等がない			
	・その他()			
(6) ごみの分別を理解しているか	・収集品目以外を収集している	20	○	-
	・市民等に間違った説明をしている			
	・その他()	10		
	・適正に周知シールを貼っていない			
(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに道路交通法及び個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、廃棄物の適正処理に係る研修を実施しているか	・廃棄物処理法に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けた	!	-	○
	・その他関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けた	10		
	・研修を実施していない			
(8) 周囲を確認・注意して安全な作業を行っているか	・市民等を死亡又は意識不明の重体にさせた	!	○	○
	・故意又は重大な過失により物損・人身事故を起こした	20	○	○
	・不注意で物損・人身事故を起こした	10	○	-
	・周りの状況を確認しながら作業を行っていない			
	・危険な作業を行っている			
	・ごみ等の飛散防止対応をしなかった			
	・歩行者や車両等を優先することに臨機に対応していない			
	・周囲の状況を確認し安全に車両を誘導していない			
	・その他()			
(9) カラス除けネットやピンケース等を丁寧に扱っているか	・カラス除けネットやピンケース等を丁寧に扱っていない	10	○	
	・ごみ収集後に集積場の扉を閉めていない			
	・ごみ収集後にボックス等を元通りに戻していない			
	・その他()			
(10) 日常点検を実施しているか	・実施していない(点検表の写しで確認)	10	-	○
(11) 月例点検を実施しているか	・実施していない(点検表の写しで確認)	10	-	○
(12) 車両整備を行い、清潔を保持しているか	・ウインカーやブレーキランプ等が整備されていない	10	○	-
	・タイヤの空気圧不足、摩擦、亀裂等がある			
	・汚水漏れ等整備の必要性がある			
	・その他()			
(13) 受託した区域のごみが適正に処理されているか	・適正な場所に搬入処理されていない	10	○	
	・その他()			
(14) 人員配置は適切か	・2名以上で業務をしていない	!	○	○
	・その他()			
(15) 安全運転及び交通法規の遵守を行っているか	・過積載	20	○	-
	・道路交通法を遵守していない			
	・無理な割り込みをした	10	○	-
	・車間距離を取らずに運行した(煽り運転等)			
	・収集以外で狭路な生活道路を走行した			
	・移動時や乗降時に安全確認をしていない			
	・運転手が降車した際に必要な停止措置をしていない			
	・運転手、作業員が安全確認を怠っている			
	・その他()			

モニタリング事項詳細	確 認 項 目	減点	確認主体 パトロール 事務所	
(16)「安全作業の手順」に沿って作業を行っているか	・「安全作業の手順」に沿って作業を行っていない	10	○	－
	・その他()			
(17) 市民等に対し、親切丁寧な対応を行っているか	・市民等に暴行・脅迫行為を行った	!	○	－
	・市民等とトラブルを起こす	20	○	－
	・市民等に丁寧な対応をしていない			
	・ごみを取り残す場合、市民等に分かりやすい方法をとっていない			
	・その他()			
(18)ごみ集積場所の清潔保持に努めているか	・散乱したごみを放置した	10	○	－
	・周知シールを貼ったごみを1か月以上放置している			
	・その他()			
(19)作業服等を着用し、常に清潔に保っているか	・決められた作業着等を正しく着用していない	10	○	－
	・名札を付けていない			
	・その他()			
(20)関係法令違反がないか	・労働基準法に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けた	!	－	○
	・その他関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けた			
(21)適切な就業規則を保持しているか	・就業規則がない(内規がない【従業員10人以下】)	10	－	○
	・労使で係争事件が発生した			
(22)社会的公共性に配慮しているか	・障害者の就労を推進している	★	－	○
	・女性活躍を推進している			
(23)人権研修を実施しているか	・人権研修を実施していない	6	－	○
(24)交通安全研修を実施しているか	・交通安全研修を実施していない	8		
(25)安全衛生研修を実施しているか	・安全衛生研修を実施していない	6		
(26)提出期限は守られているか	・提出期限内に提出されていない	6	－	○
	・提出物の提出がない			
(27)提出書類等に不備はないか	・収集業務日報の10%未満の不備がある	1	－	○
	・収集業務日報の20%未満の不備がある	2		
	・収集業務日報の30%未満の不備がある	3		
	・収集業務日報の30%以上の不備がある	4		
(28)より高い評価が確認できたか	・市民等から感謝やお礼の手紙や電話・メール等があった	★	－	○
	・内容()			

(モニタリング年度評価の方法)

第3 モニタリング年度評価は、毎月の評価の平均点数と年間評価の点数を合算し、第1の年度評価基準表に基づき決定するものとする。

(結果対応)

第4 サービス水準の評価結果への対応については、次のとおりとする。

(1) 確保すべきサービス水準を下回った場合等の対応

確保すべきサービス水準を下回った場合又はモニタリング・評価結果から改善が必要と認められる場合は、委託業者調整会議で今後の課題や対応等を協議するものとする。

なお、必要な場合は、改善指示の内容、改善の期限等を記載した「改善勧告書」を通じて指示を行う。

【改善勧告の基準】

- ・ 年度評価が確保すべきサービス水準を下回った場合
- ・ 委託業務が仕様書等に規定した内容を満たしていない場合又は違反している場合
- ・ 同一の評価項目について改善が見られない場合であって、改善を要すると認めるとき

(2) 改善への取組み

受注者は、発注者から「改善勧告書」を交付された場合、対応策を取りまとめ、「改善計画書」を発注者へ提出するものとする。なお、発注者は、受注者に対し改善計画書の変更を求めることができるものとする。

受注者は、「改善計画書」に基づき改善を図り、改善措置を講じた後、「改善報告書」を発注者へ提出するものとする。

発注者は、受注者からの改善の報告を受けた業務に対するモニタリング又は調査を実施し、業務が改善されていることを確認する。

発注者は、改善勧告を行っても改善がなされない場合には、再度改善勧告を行う。

(3) 業務委託契約等の対応

発注者は、改善の指示に対しても従わない場合、同一の原因に起因する同一事象での改善勧告がすでに2回出されており、改善が不可能と判断される場合その他委託業務を継続することが適当でないと認められた場合において、その正当な理由が認められないときは、業務委託契約を解除することや今後の業務委託契約に係る入札において参加させないことがある。

(4) 非常事態によるサービス水準不全時の対応

災害等の非常事態により業務継続が不能若しくは困難となった場合又は不能若しくは困難となることが想定される場合は、双方速やかに連絡を取り、協議のうえ以降の対応方針を策定するものとする。

(運営ルール)

第5 業務の運営に関しては、次の事項をルール化する。

(1) マニュアルの共有

「安全作業の手順」「ごみの分別と出し方」「ごみ・再生資源の回収方法」等、豊中市が作成した各マニュアルを共有するものとする。また、変更等があった場合は、直ちにマニュアルに反映し、改訂版を共有することとする。

(2) 業務運営に関する書類の提出

各受注者は、契約書又は仕様書に定められた事業計画書等を作成し、決められた時期までに家庭ごみ事業課に提出することとする。

(3) 委託業者調整会議の開催

委託業者調整会議を月1回、開催するものとする。会議概要については下表のとおりとする。会議における協議内容、決定事項等を記述した議事録は、双方で確認するものとする。

項 目	内 容	
委員構成	ごみ収集運搬業務発注者	(家庭ごみ事業課) 課長・主幹・課長補佐・担当職員・その他案件に該当する職員

	ごみ収集運搬業務受注者	(受託業者) 各区現場管理責任者・その他案件に該当する者
案件(例)	・業務状況報告（受託業者） ・モニタリング評価報告 ・管理運営の改善策について ・今後の課題等について ・市民ニーズの動向、苦情の内容及びその処理状況等の確認	

以上